



湯沢市

防災マップ

安全で安心なまちづくり



〈保存版〉

市民の皆様へ

はじめに

近年、異常気象による自然災害が全国各地で発生し、その被害は甚大になっています。「災害は忘れた頃にやってくる」とよく言われますが、私たちは災害がいつ発生しても対応できるように、日頃から防災意識を高め、備えることが必要です。

災害時に被害の拡大を防ぐためには、防災に関する知識も必要ですが、日常生活において意識することが大切です。家庭においても、「ここはこれで大丈夫か?」、「あそこは何かおかしくないか?」と思うことで、まず、自分自身を守り、家族を守り、それぞれの家庭が取り組むことが地域を守ることに繋がります。「自分の身の安全は自分で守る(自助)」、「地域の人々がお互いに協力し地域を守る(共助)」、「国、県、市などによる(公助)」の3つが連携して、災害時の危機的な状態をのりこえることができます。

災害に対する心構えは、事前に非常持ち出し品などの準備や、家族間の連絡体制を万全に整え、自主的な避難など空振りを恐れず行動することが重要です。

この防災マップは、浸水想定区域、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、指定避難所、指定緊急避難場所の位置などのほか、災害への備えや心構えをまとめた掲載内容となっています。

ご家庭で目に付くところに常備いただき、災害が発生しても落ち着いて行動できるように、役立てていただければ幸いです。

平成29年2月
湯 沢 市

索引

市民の皆様へ・索引	1	詳細図 No.1	21-22
特別警報をご存知ですか?	2	詳細図 No.2	23-24
風水害対策	3	詳細図 No.3	25-26
竜巻対策(竜巻から身を守る)	4	詳細図 No.4	27-28
土砂ハザード情報について	5	詳細図 No.5	29-30
洪水ハザード情報について・1	6	詳細図 No.6	31-32
洪水ハザード情報について・2	7	詳細図 No.7	33-34
役内川浸水域マップ(改正前)	8	詳細図 No.8	35-36
火災対策	9	詳細図 No.9	37-38
火山に関する情報について	10	詳細図 No.10	39-40
雪害対策	11	詳細図 No.11	41-42
地震対策	12	詳細図 No.12	43-44
秋田県地震被害想定調査	13	詳細図 No.13	45-46
わが家の防災対策&チェック	14	詳細図 No.14	47-48
非常時持出品の準備&チェック	15	詳細図 No.15	49-50
メモ	16	詳細図 No.16	51-52
わが家の「防災・緊急情報」メモ	17	詳細図 No.17	53-54
避難とは?、学校・ライフライン等 連絡先	18	詳細図 No.18	55-56
指定避難所・指定緊急避難場所一覧	19	詳細図 No.19	57
湯沢市 全図	20	緊急速報メール(エリアメール)について	58
		避難行動ガイド	巻末

発行：湯沢市(問い合わせ：総務課総合防災室 0183-55-8250)
制作・著作：株式会社ゼンリン秋田営業所
作成：平成29年2月

「この地図は秋田県知事の承認を得て森林基本図を使用し作成したものである 承認番号 平成26年6月5日 指令森-699」
「この地図は、湯沢市長の承認を得て、同市発行の1/2,500都市計画図を使用し、調製したものである。承認番号 平成26年度湯都第628号」

特別警報をご存知ですか?

特別警報は、大規模な災害の発生が切迫していることをお知らせする新しい警報です。普段からの備えと早め早めの行動があなたや身近な人の命を守ります。

特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 高潮になると予想される場合
波浪	高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

地震警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合(大津波警報を特別警報に位置づける)

特別警報が発表されたら

- ・尋常でない大雨や暴風等が予想されています。
- ・重大な災害が起こる可能性が非常に高まっています。
- ・ただちに身を守るために最善を尽くしてください。

命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



- ・「特別警報が発表されない」は「災害が発生しない」ではありません。
- ・これまでどおり注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。
- ・普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

※気象庁HPより一部を抜粋して掲載

「特別警報」については、気象庁HPに詳細が掲載されていますので、ご確認ください。

気象庁 〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
電話：03-3212-8341 FAX：03-6689-2917 (耳の不自由な方向へ)
気象庁ホームページ
<http://www.jma.go.jp>
特別警報について
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/>

風水害対策

大雨や強風はわたしたちに何度も大きな災害をもたらしています。ふだんから気象情報に十分注意し、避難の際もみんなで協力しましょう。

大雨情報をキャッチ！ こんなときのわが家の安全対策。

まずは、
確実な情報が大事
その次に迅速な対応



大雨注意報・ 警報の 発表基準

大雨注意報

大雨によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。

- ・平地地：1時間雨量30mm
- ・平地地以外：1時間雨量40mm
- ・土壌雨量指数基準7以上

大雨警報

大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予測される場合。

- ・平地地：1時間雨量50mm
- ・平地地以外：1時間雨量60mm
- ・土壌雨量指数基準9以上

上記に併せて、洪水注意報・洪水警報が発表されます。

雨の強さと降り方

(1時間雨量:mm)

10以上~20未満	20以上~30未満	30以上~50未満	50以上~80未満	80以上~
雨の音で話し声がよく聞き取れない。	ワイパーを速くしても見づら。側溝や下水、小さな川があふれる。	山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。	マンホールから水が噴出する。土石流が起こりやすい。多くの災害が発生する。	雨による大規模な災害の発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要。

風の強さと吹き方

(平均風速:m/秒)

10以上~15未満	15以上~20未満	20以上~25未満	25以上~
風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	風に向かって歩けない。転倒する人もいる。	しっかりと身体を確保しないと転倒する。風で飛ばされた物で窓ガラスが割れる。	立ってられない。屋外での行動は危険。樹木が根こそぎ倒れはじめる。

台風

日本には毎年多数の台風が接近あるいは上陸し、たびたび大きな被害をもたらします。台風の接近が予想される際は、台風情報に十分注意し、被害のないように備えることが必要です。

大きさ	風速15m/s以上の半径	強さ	最大風速
大型(大きい)	500km以上800km未満	強い	33m/s以上44m/s未満
超大型(非常に大きい)	800km以上	非常に強い 猛烈な	44m/s以上54m/s未満 54m/s以上

集中豪雨

集中豪雨は、限られた地域に、突発的に短時間に集中して降る豪雨で、梅雨の終わりがよくなる発生します。発生の予測は比較的困難で、中小河川の氾濫、土砂崩れ、がけ崩れなどによる大きな被害をもたらすことがありますので、気象情報に十分注意し、万全の対策をとることが必要です。

- テレビ・ラジオなどの気象情報に注意する。
- 早く帰宅し、家族と連絡を取り、非常時に備える。
- 市や防災関係機関の広報をよく聞いておく。
- 飲料水や食料を数日分確保しておく。
- 停電に備え懐中電灯や携帯ラジオを用意する。
- 浸水に備えて家財道具は高い場所へ移動する。
- 非常時持出品を準備しておく。
- 危険な地域では、いつでも避難できるよう準備をする。

つねに気象情報には、
注意して
おきましょう！



地下道(アンダーパス)に注意！

アンダーパスとは、道路や鉄道など立体交差する場合、その下を通る地下道をいいます。大雨・洪水などにより、アンダーパスの道路は真っ先に浸水してしまいます。地域のアンダーパスの場所を把握し、もしもの時に備えて迂回路を想定しておきましょう。普通自動車の場合、約30cmの浸水で走行困難になります。

竜巻対策(竜巻から身を守る)

竜巻とはこのような現象です

- 竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻きです
- ろうと状や柱状の雲を伴っています
- 台風、寒冷前線、低気圧などに伴って発生します
- 短時間で、狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらします
被害は、長さ数km、幅数十~数百mの狭い範囲に集中します。
- 移動スピードが非常に速い場合があります
過去に発生した竜巻の中には、時速約90km(秒速25m)で移動したものもあります。

**建物等の被害は防げませんが、
身の安全を守るための対策は可能です！**

『竜巻注意情報』が発表されたら…

特に、人が大勢集まる屋外行事、テントの使用や、子供、高齢者を含む屋外活動、高所、クレーン、足場等での作業のように、安全確保にある程度の時間を要する場合には、早めの避難開始を心がけてください。

発達した積乱雲の近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

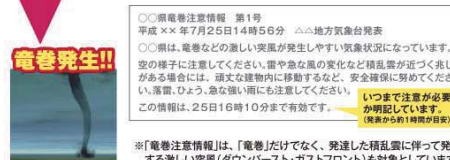
『発達した積乱雲の近づく兆し』とは…
以下のような状況になると、竜巻の発生するような発達した積乱雲が、あなたの間近まで近づいている可能性があります。
◆ 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
◆ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
◆ ヒヤッとしたり冷たい風が吹き出す。
◆ 大粒の雨や「ひょう」が降り出す。



『竜巻注意情報』の発表から約1時間は注意してください。危険な気象状態が続く場合は、改めて情報を発表します。

『竜巻注意情報』で竜巻への注意を呼びかけます

竜巻発生の可能性に応じた段階的な情報発表を行います。



現在の観測・予測技術では、竜巻等激しい突風の発生を事前に予測できない場合もあります。

『竜巻』が間近に迫ったら…

すぐに身を守るための行動をとってください！



気象庁
Japan Meteorological Agency
〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4
電話：03-3212-8341 FAX：03-6689-2917(耳の不自由な方向け)
気象庁ホームページ
http://www.jma.go.jp (気象庁フリーソフトより抜粋引用)

土砂ハザード情報について

土砂災害警戒情報が発表されていなくても、ふだんと異なる状況「土砂災害の前兆」に気付いた場合には、市役所(本庁舎総務課 電話73-2112)へ連絡するとともに、直ちに周りの人と安全な場所へ避難してください。日ごろから危険箇所・避難場所、避難経路を確認しておくことも重要です。

土砂災害の種類

がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、被害者の割合も高くなっています。



土石流

山腹・川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20~40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きいと、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。



※上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

土砂災害警戒情報について

●土砂災害警戒情報とは

大雨による土砂災害発生が高まった時に、市が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また住民の自主避難判断に役立てることを目的として、県と秋田地方気象台が共同で作成・発表する情報である。

●土砂災害警戒情報の発表

県等が発表する土砂災害警戒情報を受け、市は、気象状況、前兆現象、秋田県土砂災害危険箇所マップ(県の補足情報)や土砂災害警戒判定メッシュ情報(補足情報)の危険度指数等も併せて総合的に判断し、住民への避難情報等を提供します。また、住民への情報伝達は、防災行政無線や緊急速報メール(エリアメール)等を活用し、速やかに伝達します。

危険箇所内の重要性の高い箇所について

土砂災害防止法に基づき、秋田県が計画的に基礎調査を実施し、危険箇所内の重要性の高い箇所について、「土砂災害特別警戒区域」と「土砂災害警戒区域」の指定が行われています。

土砂災害 特別警戒区域(レッドゾーン) 建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

土砂災害 警戒区域(イエローゾーン) 土砂災害のおそれがある区域



洪水ハザード情報について・・・1

平成27年の水防法改正に基づき、一部新しい基準で浸水域の公表がありましたので、マップに掲載してお知らせします。以下の情報を参考に、洪水時における対応についてあらかじめ確認しておきましょう。

1

氾濫の種類

雨量の増加によってもたらされる氾濫には、川から水があふれたり堤防が決壊して起こる「外水氾濫」と、街中の排水が間わず、排水路などからあふれ出す「内水氾濫」の2タイプがあります。

内水氾濫

その場所に降った雨水や、周りから流れ込んできた水がはげけずに溜まっておきる洪水。川の水位が何mに達すれば警報を出すなどの対応が難しいため、注意が必要。



外水氾濫

大雨の水が川に集まり、川の水かさが増し堤防を越える。あるいは堤防が決壊させて川の水が外にあふれおきる洪水。氾濫が起きると一気に水かさが増しますので、最大の注意が必要。



2

水防法改正の主要変更内容

今回の水防法改正では、近年豪雨による浸水被害が多発している経験から、想定し得る最大規模の降雨量を基に浸水想定区域と浸水深等について改正しています。

- 浸水深
浸水深ランク分けの設定変更
- 家屋倒壊危険区域の設定
洪水氾濫、河岸浸食による、流速度・深度による家屋倒壊区域の設定。

3

水防法改正に伴う、防災マップの洪水ハザード情報の表現内容

湯沢市では、水防法の改正内容を基に、新しい浸水深ランク分けにより浸水想定区域表示された雄物川水系2河川(雄物川・皆瀬川の一部)を詳細地図上に掲載しています。役内川については、水防法改正前の浸水想定区域表示で分けて掲載しています。

- 浸水深ランクの表現
6段階(最大8段階)までの浸水深ランク分けを、「垂直避難」を判断する深さ(3m)を基準に4段階に変更して表示。
- 家屋倒壊危険区域の表現
洪水氾濫、河岸浸食による二つの危険区域の表現を、一つにまとめて表示。

4

洪水情報の種類

洪水の危険性が高まった際に発表される情報。

洪水注意報(気象庁)

- 洪水によって災害がおこる恐れがある場合、その旨を注意して行う予報。

洪水警報(気象庁)

- 洪水によって重大な災害がおこる恐れがある場合、その旨を警告して行う予報。

指定河川洪水予報など

- 雄物川・皆瀬川(一部)については、秋田地方気象台の予測する降水量をもとに、河川を管理する湯沢河川国道事務所が河川水位の危険度を予測し、共同発表します。役内川については水位周知河川に指定されており、避難判断水位に達したとき秋田県が「避難判断水位到達情報」を発表します。

水位にともなう判断基準イメージ



※基準水位や現況水位は、「秋田県防災ポータルサイト」で確認できます。
<http://www.bousai-akita.jp/>

洪水ハザード情報について..2

新しい基準での「浸水深ランクの目安」と、浸水が想定される場合の「ご家庭での行動指針」をお知らせします。

5

浸水深ランクの目安

水防法「改正前」と「改正後」の浸水深ランクの目安をお知らせします。ただし、建物や土地の状況により浸水による被害は異なります。

改正前までの目安		改正後の内容を基に、湯沢市で「垂直避難」を基準に設定した目安	
5.0m以上の区域	2階の軒下まで浸水する程度	3.0m以上の区域	2階の軒下まで浸水する程度
2.0~5.0m未満の区域	1階の軒下まで浸水する程度	1.0~3.0m未満の区域	1階の全てが浸水する程度
1.0~2.0m未満の区域	大人の腰まで浸水する程度	0.5~1.0m未満の区域	大人の膝まで浸水する程度
0.5~1.0m未満の区域	大人の膝まで浸水する程度	0~0.5m未満の区域	大人の膝まで浸水する程度
0~0.5m未満の区域	大人の膝まで浸水する程度		

※8頁に「単独図」で掲載

※21頁からの「詳細図」に掲載

6

ご家庭での行動指針 ~ 行動判定フロー ~

浸水が浅い場合でも、浸水後の避難は危険です。日頃から十分な備えを心掛けてください。

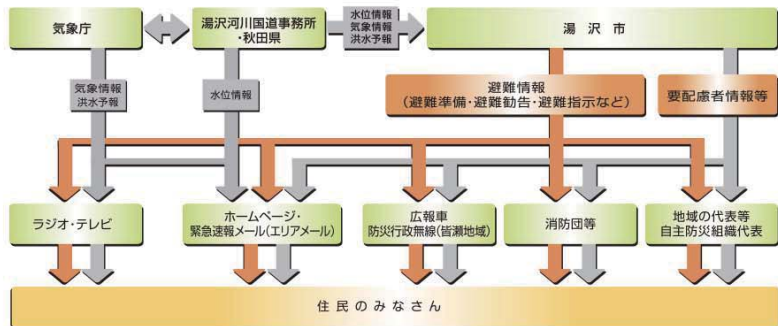
家庭での行動判定指針	
家屋に対する浸水深イメージ	浸水後の行動指針
5.0m	<p>○立ち退き避難</p> <p>3.0m以上の浸水想定エリア場合、家屋の2階以上も浸水することが想定されますので、浸水前段階を含め、早めの避難を心掛けてください。</p>
3.0m	<p>○立ち退き避難 △自宅待機(垂直避難)</p> <p>自宅待機(垂直避難)の場合、浸水が長時間に及ぶ場合も想定されますので、日頃から十分な備えを心掛けてください。</p>
2.0m	<p>△自宅待機(垂直避難)</p> <p>自宅待機(垂直避難)の場合、浸水が長時間に及ぶ場合も想定されますので、日頃から十分な備えを心掛けてください。</p>
1.0m	<p>○立ち退き避難 ○自宅待機(垂直避難)</p> <p>浸水が浅い場合でも、浸水後の避難は危険です。日頃から十分な備えを心掛けてください。</p>
0.5m	<p>○自宅待機(垂直避難)</p> <p>浸水が浅い場合でも、浸水後の避難は危険です。日頃から十分な備えを心掛けてください。</p>

※地図上で着色のある浸水想定区域にお住まいの方。地図上で着色のない区域でも河川や水路の近くなど浸水の恐れがある場所にお住の方は、日頃より浸水があった場合を想定し、自ら対応や備えをおこなってください。

7

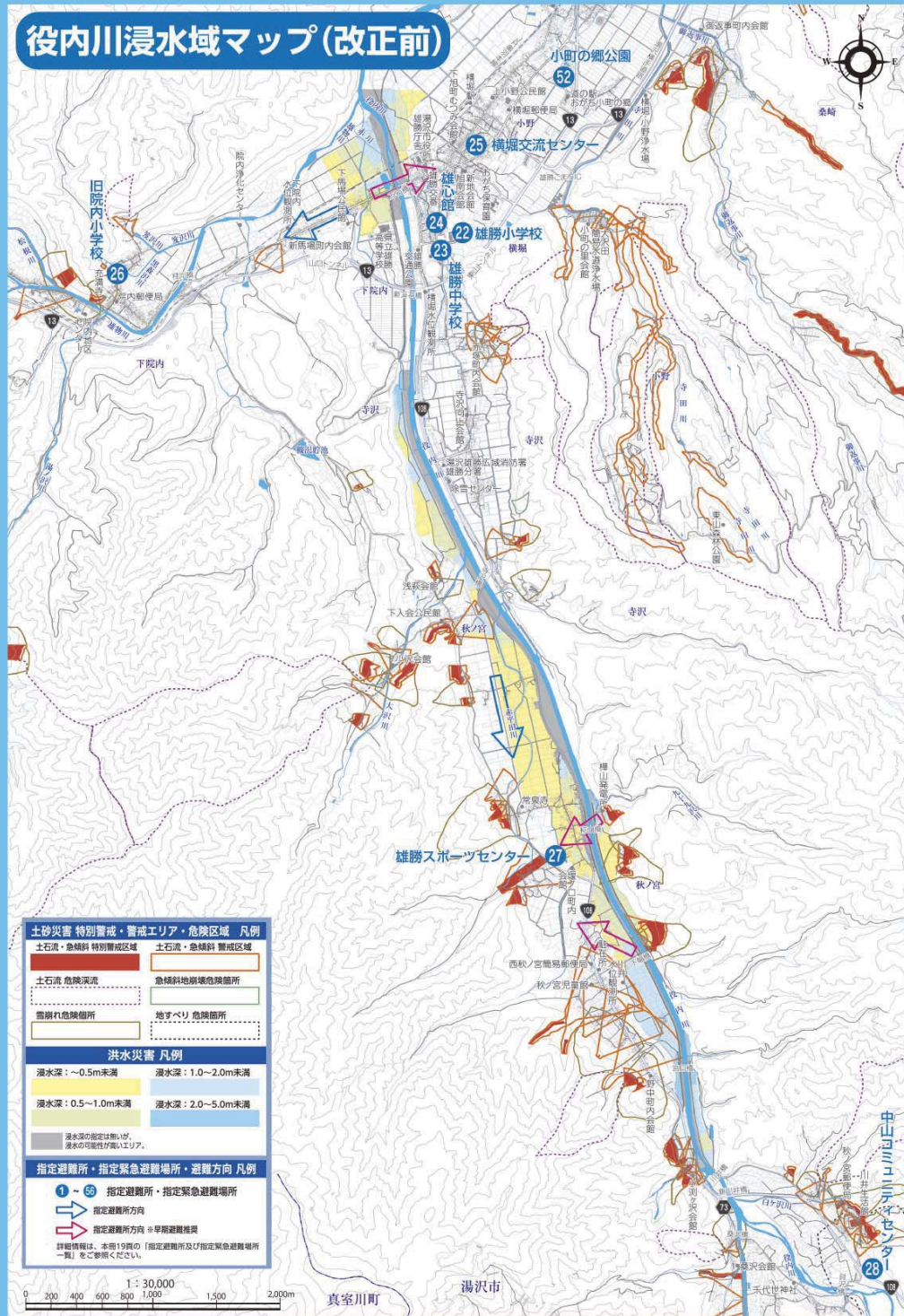
洪水情報の伝達ルート(土砂災害情報も同じ)

気象の異常に対して、下図の伝達ルートで皆さんへお知らせします。



※情報がなくても、異常気象(雷雨や異常な降雨)を感じたときには、避難の準備が必要です。危険を感じたときには、速やかに避難しましょう。

役内川浸水域マップ(改正前)



火災対策 火災発生!そんなときどうする

初期消火の3原則

1人で消せるだろうと考えず、隣近所に火事を知らせ、すみやかに119番通報を。初期消火で火事を消せなかったら、すばやく避難しましょう。

1
2

早く知らせる

- 「火事だ!」と大声を出し、隣近所に援助を求め、声が出なければやかんなどを叩き、異変を知らせる。
- 小さな火でも119番に通報する。当事者は消火に当たり、近くの人に通報を頼む。

早く消火する

- 出火から3分以内が消火できる限度。
- 水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火を叩く、毛布で覆うなど手近のものを活用する。



火元別初期消火のコツ

油なべ

あわてて水をかけるのは厳禁。消火器がなければ濡らした大きめのタオルやシーツを手前からかけ、空気を遮断して消火を。

石油ストーブ

真上から一気に水をかけて消火(斜めにかけてと石油が飛び散って危険)。石油が流れてひろがっていくようなら毛布などで覆い、その上から水をかけて消火を。

衣類

着衣に火がついたら転がまわって消すのも方法。髪の毛の場合なら衣類(化纤は避ける)やタオルなどを頭からかぶる。

風呂場

風呂場からの出火に気づいても、いきなり戸を開けるのは禁物。空気が室内に供給されて火勢が強まる危険がある。ガスの元栓を締め、徐々に戸を開けて一気に消火を。

電気製品

いきなり水をかけると感電の危険が。まずコードをコンセントから抜いて(できればブレーカーも切る)消火を。

カーテン・ふすま

カーテンやふすまなどの立ち上がり面に火が燃え広がったら、もう余裕はない。引きちぎり蹴り倒して火元を天井から遠ざけ、その上で消火を。

3

早く逃げる

- 天井に火が燃え移った場合は、速やかに避難する。
- 避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を絶つ。



消火器の使い方

粉末・強化液消火器の場合



安全ピンに指をかけた上に引き抜く。ホースをはずして火元に向ける。レバーを強く握って噴射する。

消火器のかまえ方

- 風上に回り風上から消す。火災にはほとんど正面から立ち向かわないように。
- やや腰を落して姿勢をなるべく低く。熱や煙を避けるように構える。
- 燃え上がる炎や煙にまどわされずに燃えているものにノズルを向け、火の根元を掃くように左右に振る。



火災予防が一番!!

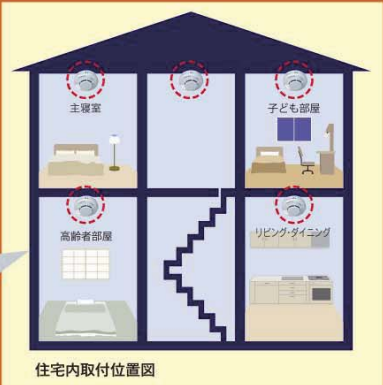
火災警報機の設置義務化

消防法の改正により、住宅用火災警報機の設置が義務付けられました。

火災による死傷者を無くすためにも設置しましょう。

火災警報機の設置場所

- 寝 室…すべての寝室(子ども部屋や高齢者の部屋など就寝に使われている場合は対象となります)への設置が必要です。
 - 階 段…寝室のある部屋の階段の天井などへの設置が必要です。
 - 台 所…台所への設置も必要です。
- 注意: 住宅用火災警報機は電池式のものが主流です。電池の寿命は5年から10年と言われていますので、早めの交換をお願いします。警報機を音を事前に確認することも重要です。



住宅内取付位置図

火山に関する情報について

火山噴火から身を守るための情報

噴火警報と噴火警戒レベル

噴火警報

気象庁は、火山災害軽減のため、全国110の活火山を対象として**噴火警報**を発表しています。噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生やその拡大が予想される場合に「**警戒が必要な範囲**」(生命に危険を及ぼす範囲、下図の○の範囲)を明示して発表します。なお、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合に発表する「噴火警報(居住地域)」を**特別警報**として位置づけています。

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる



噴火警報(火口周辺)
入山規制等が必要な市町村:
A市、B市、C市

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ



噴火警報(火口周辺)
入山規制等が必要な市町村:
A市、B市、C市、D市

噴火警報(居住地域)
避難等が必要な市町村:
A市、C市
入山規制等が必要な市町村:
B市、D市

※噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づけています。

- 「警戒が必要な範囲」は必ずしも同心円であるとは限らず、火山活動の各段階に対して火山ハザードマップ等に基づいて設定されています。詳しくは地元の市町村や気象台にお気軽にお問い合わせください。
- 各火山のリーフレットもご確認ください。 <http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikailevel.html>

噴火警戒レベル

- 各レベルには、「**警戒が必要な範囲**」を踏まえて、防災機関等の行動が5段階のキーワード(「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」)として示されています。
- 「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶレベル5(避難)及びレベル4(避難準備)については、**特別警報**として「**噴火警報(居住地域)**」で発表します。
- 「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られるレベル3(入山規制)及びレベル2(火口周辺規制)については、「**噴火警報(火口周辺)**」で発表します。

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード	説明		
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)	
			レベル4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)、状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
			レベル2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	通常の生活。	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

雪害対策

冬期間における空き家の管理について

- 1 空き家の状態がどうなっているのかを定期的に確認しましょう。
- 2 所有者などが自分で建物を確認できない場合は、親類や近所の人などに依頼し、空き家の状態を把握するように努めましょう。
- 3 建物が損傷している場合は、部材が飛散しないように処置しましょう。
- 4 周囲の建物や道路に大きな雪庇(まぶ)の塊が落下しないよう、小さいうちに落として、除雪しましょう。
- 5 屋根の雪が大量になるまで放置せず、適切な時期に雪下ろししましょう。

雪下ろし作業について

毎年、雪下ろし作業中の事故が多く発生しています。事故の傾向は、高齢者による作業や一人で作業をしているときに事故が多く見られます。こうした事故を防ぐために、次の点に注意して作業を行ってください。



- 1 強風や大雪など悪天候時の作業は控えましょう。
- 2 暖かい日は屋根が滑りやすく危険です。午後の作業は特に注意しましょう。
- 3 保護帽(ヘルメットなど)を正しく着用しましょう。
- 4 命綱を取り付けましょう。
- 5 滑らない靴、動きやすい服装で行いましょう。
- 6 携帯電話など連絡手段を確保し、作業しましょう。
- 7 作業前の準備運動、十分な休息や水分補給を行い、体調が悪いときは無理をしない。
- 8 はしごが倒れないよう、はしごの足元はしっかりと固定し、除雪道具は持って登らずに、ロープで引き上げるなど安全な方法で行いましょう。
- 9 作業中は軒下を歩かない。
- 10 できるだけ二人以上で作業をし、声を掛け合ってお互いの見守りを!! 一人で作業をする場合は、家族や隣近所に声を掛けましょう。
- 11 隣近所と建物が近い場合は、トラブルなどを防ぐため、作業前後にひと声掛けて行いましょう。
- 12 大量の雪が隣接家屋や道路に落ちると危険です。早めに雪を下ろしましょう。

地震対策 地震発生!そんなときどうする

地震発生時の時間経過別行動マニュアル

地震発生

1~2分

3分

5分

10分

数時間

3日

最初の大きな揺れは約1分間

- まず、身を守る安全確保 (手近な座布団などで頭を保護)



揺れがおさまったら

- 火元を確認 火が出たら、落ち着いて初期消火 (ガスの元栓、コンセント)
- 家族の安全を確認 倒れた家具の下敷きになっていないかを確認 (特に乳幼児や病人、高齢者など災害弱者の安全を確認する。)
- 靴をはく 家の中はガラスの破片が散乱。靴や厚手のスリッパをはく
- 避難するときは、屋根瓦・ブロック塀・自動販売機等注意到意



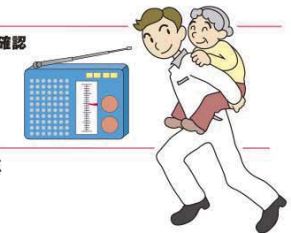
みんなの無事を確認 火災の発生を防ぐ

- 隣近所に声をかけよう ● 災害弱者の安全確保 ● 隣近所で助け合う ● 行方不明者はいないか ● ケガ人はいないか

- 出火防止 初期消火 ● 消火器を使う ● バケツリレー 風呂の水はため置きをしておく ● 余震に注意
- 漏電・ガス漏れに注意 電気のパレーカーを下ろす・ガスの元栓を閉める

ラジオなどで正しい情報を

- 大声で知らせる ● 救出・救護を ● 防災機関、自主防災組織の情報を確認
- デマにまどわされないように ● 避難時に車は極力使用しない
- 電話は緊急連絡を優先する



協力して消火活動、救出・救護活動を

- 水、食料は蓄えているものでまかなう 3日間の飲料水と食料の備蓄をしておく
- 災害・被害情報の収集 ● 無理はやめよう
- 助け合いの心が大切 ● 壊れた家に入らない

屋内にいた場合

デパート・スーパー

- カバンなどで頭を保護し、ショーウィンドウや商品などから離れる。柱や壁ぎわに身を寄せ、係員の指示を聞き、落ち着いた行動をとる。



劇場・ホール

- カバンなどで頭を保護し、座席の間に身を隠し、係員の指示を聞く。あわすずに冷静な行動をとる。



集合住宅

- ドアや窓を開けて避難口を確保する。
- 避難にエレベーターは絶対に使わない。炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する。

屋外にいた場合

路上

- その場に立ち止まらず、窓ガラス、看板などの落下物から頭をカバンなどで保護して、空き地や公園などに避難する。
- 近くに空き地などがないときは、周囲の状況を冷静に判断して、建物から離れた安全性の高い場所へ移動する。
- ブロック塀や自動販売機などには近づかない。
- 倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する。



車を運転中

- ハンドルをしっかりと握り、徐々にスピードを落とし、緊急車両等の通行スペースを確保し、道路の左側に止め、エンジンを切る。
- 揺れがおさまるまで冷静に周囲の状況を確認して、カーラジオで情報を収集する。
- 避難が必要なときは、キーはつけたまま、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れずに持ち出し、徒歩で避難する。

海岸付近

- 高台へ避難し津波情報をよく聞く。注意報・警報が解除されるまでは海岸に近づかない。

電車などの車内

- つり革や手すりに両手でしっかりつかまる。
- 途中で止まっても、非常コックを開けて勝手に車外へ出たり、窓から飛び降りたりしない。
- 乗務員の指示に従って落ち着いた行動をとる。

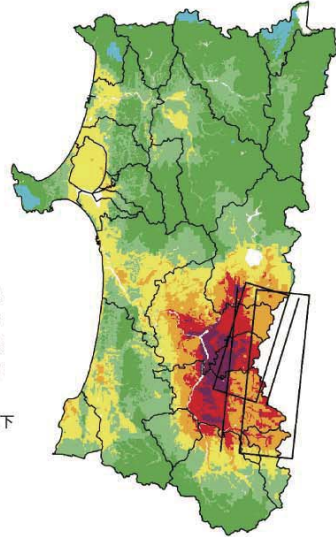
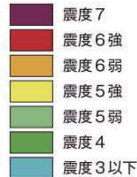
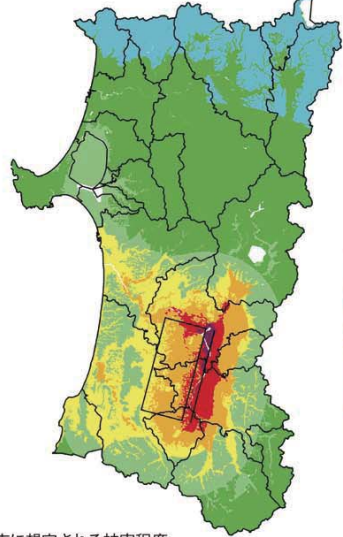


秋田県地震被害想定調査

秋田県が平成25年8月に報告した「地震被害想定調査」によると本市において被害程度が著しく大きくなると見込まれる地震は次の2つの想定である。
いずれも冬の深夜（午前2時）に地震が発生した場合の想定となっている。

秋田仙北地震
[M=7.3, 最大震度: 7, 簡易法]

横手盆地 真屋山地連動
[M=8.1, 最大震度: 7, 詳細法]



●湯沢市に想定される被害程度

種別	最大震度	建物被害			人的被害		ライフライン被害		避難者数 4日後
		全壊棟数 棟	半壊棟数 棟	焼失棟数 棟	死者数 人	負傷者数 人	上水道 断水人口 人	電力停電 世帯数 世帯	
秋田仙北地震 (M=7.3)	6強	389	2,558	0	19	367	11,704	4,336	5,212
横手盆地真屋山 地連動(M=8.1)	7	2,571	7,169	4	167	1,276	12,034	11,606	9,356

調査結果から分かる被害の特徴 (県全体)

(1) 地震動による被害

- ア 人的被害のほとんどが、建物の倒壊によるものである
 - A 人的被害（死者及び負傷者）の原因を見ると、建物の倒壊が約9割を占める。
 - B 秋田県は、現在の耐震基準が導入された時期（昭和56年）より前に建てられた建物が過半数であり、被害拡大の要因となっている。
- イ 冬の深夜の被害が最大になる
 - A 冬は、夏に比べて、積雪により建物倒壊数が増加する。
 - B 深夜は、日中に比べて、避難に時間がかかるほか、在宅率が高いため、建物倒壊等による人的被害が増加する。
- ウ ライフラインの復旧までに数週間を要する場合がある
水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設が被災した場合は、被害の大きさによって、復旧までに数日から数週間を要します。特に、冬の場合には作業効率が下がり、復旧期間が長期化する。
- エ 多数の避難者が発生する
建物被害によるほか、断水の長期化により、数万人から十数万人の避難者が発生する。

わが家の防災対策&チェック

家の中の安全対策

事前に準備出来ているか、チェック☑しましょう。

1 □ 家の中に逃げ場としての安全な空間をつくる

部屋がいくつもある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるよう配置換える。



2 □ 安全に避難するため、出入口や通路にものを置かない

玄関などの出入口までの通路に、家具など倒れやすいものを置かない。また、玄関にいろいろものを置くと、いざというときに、出入口をふさいでしまうことも。



3 □ 家具の転倒を防ぐ

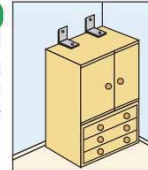
家具と壁や柱の間に遊びがあると倒れやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱によりかかるように固定する。また、金具や固定器具を使って転倒防止策を万全に。



家具の転倒、落下を防ぐポイント

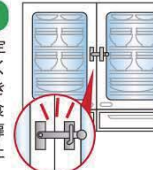
タンス・本棚

L字金具や支え棒などで固定する。二段重ねの場合はつなぎ目を金具でしっかり連結しておく。



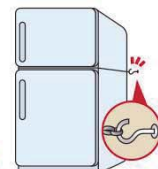
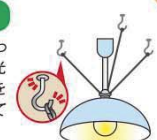
食器棚

L字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふきんなどを敷く。重い食器は下の方に置く。扉が開かないように止め金具をつける。



照明

チェーンと金具を使って数箇所止める。蛍光灯は蛍光管の両端を耐熱テープで止めておく。



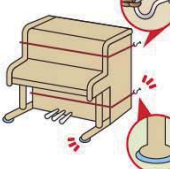
冷蔵庫

2ドアの場合は、扉と扉の間に針金などを巻いて、金具で壁に固定する。



テレビ

できるだけ低い位置に固定して置く（家具の上はさける）。またテレビの上には水槽や金魚鉢を置かない。



ピアノ

本体にナイロンテープなどを巻きつけ、取りつけた金具などで固定する。脚には、すべり止めをつける。

家の周囲の安全対策

事前に準備出来ているか、チェック☑しましょう。

□ 屋根

不安定な屋根のアンテナや、屋根瓦は補強しておく。

□ ベランダ

植木鉢などの整理整頓を。落ちる危険がある場所には何も置かない。

□ 窓ガラス

飛散防止フィルムをはる。



□ ブロック塀・門柱

土中にしっかりとした基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは危険なので補強する。ひび割れや鉄筋のさびも修理する。

□ プロパンガス

ボンベを鎖で固定しておく。

□ 非常口の確保

わが家の「防災・緊急情報」メモ

非常時・緊急時に連絡してほしい方や、利用してもらいたいわが家の情報です。
災害時に救助の方や、緊急時に救急隊・医療機関・市に情報を提供します。

氏名		電話	
住所			

避難場所	
<small>家族が離ればなれになった時の避難場所</small>	

家族構成 連絡先	氏名	生年月日	電話(携帯・会社・学校)	住所	メモ	

家族の 緊急情報・ 救急メモ	氏名	血液型	持病・アレルギー	常備薬	かかりつけ医療機関

[メモ] ※書ききれなかった内容や、知ってほしい情報(介護情報・救急隊員への伝言など)をお書きください。

緊急時 連絡先	氏名	間柄	電話	住所	メモ	

災害用伝言ダイヤルの使い方

災害用伝言ダイヤルとは?

NTTでは、災害発生時に、被災地への通話がつながりにくい状況の場合、被災地内の安否等の情報を音声で録音、再生する「災害用伝言ダイヤル」を設置します。NTT「災害用伝言板(web171)」との連携により、伝言内容を相互に確認が可能。

伝言の録音	171-1-0000-00-0000 (被災地の方の電話番号)	伝言保存期間	運用期間終了まで
伝言の再生	171-2-0000-00-0000 (被災地の方の電話番号)	伝言蓄積数	1電話番号あたり1~20件 (提供時にお知らせいたします)
伝言内容	1伝言あたり30秒以内	利用可能電話	固定電話、IP電話(050含む)、 携帯電話、PHS

避難とは? 指定避難所・指定緊急避難場所とは?

避難とは?

「災害から命を守るための行動」です。避難行動には、指定避難所やその他の安全な場所へ移動する「立ち退き避難」と建物内にとどまって安全を確保する「屋内安全確保」があります。命の危険がある災害では、立ち退き避難が基本ですが、屋外での移動に危険が伴ったり、中小河川の氾濫で浸水の深さが床下以下だったりする場合には、屋内安全確保も選択肢になります。



指定避難所とは

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市町村長が指定する(法第49条の7)。

指定緊急避難場所とは

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する(法第49条の4)。

〈指定避難所と指定緊急避難場所の関係〉
指定避難所と指定緊急避難場所は、相互に兼ねることができるとされている(法第49条の8)。

学校・行政機関・ライフライン・災害拠点病院 連絡先

学校関係機関(高等学校・その他学校)

名称	所在地	電話番号
湯沢高等学校	字新町27	73-1160
雄勝高等学校	下院内字小白岩197-2	52-4355
湯沢高等学校 稲川分校	稲庭町字大森10-1	43-2754
稲川養護学校	駒形町字八面寺下谷地33-2	42-4424

※指定避難所・指定緊急避難場所一覧以外の施設

行政関係機関

名称	所在地	電話番号
湯沢市役所 本庁舎	佐竹町1-1	73-2111
稲川庁舎	川連字上平城120	42-2111
雄勝庁舎	横堀字下柴田39	52-2111
皆瀬庁舎	皆瀬字沢梨台51	46-2111
湯沢警察署	千石町1-3-5	73-2127
秋ノ宮駐在所	秋ノ宮字山岸29-4	55-2103
稲川交番	川連町字大間下6-3	42-2010
雄勝交番	横堀字白銀町13	52-2310
須川駐在所	相川字須川71-4	79-2345
皆瀬駐在所	皆瀬字板戸121	46-2200
湯沢北交番	杉沢字戸石崎9	73-4029
湯沢雄勝広域市町村圏組合 消防署	材木町2-1-3	73-3151
稲川分署	川連町字上平城2-1	42-2330
雄勝分署	寺沢字中川原1-2	52-3080
皆瀬分署	皆瀬字沢梨台55-1	46-2101
雄勝地域振興局	千石町2-1-10	73-8191
湯沢河川国道事務所	関口字上寺沢64-2	72-3174
湯沢国道維持出張所	愛宕町5-1-3	72-1661

ライフライン関係機関

名称	所在地	電話番号
東北電力榑横手営業所	横手市前郷二番町11-24	(0182) 32-5697
東日本電信電話榑秋田支店	秋田市中通4-4-4	(018) 836-8781
湯沢市役所水道課(関口水源地)	関口字除柳279	73-2312
(名)高田屋	字小豆田9-3	73-8120
(株)山内農助商店	田町2-3-4	73-2191
(株)南羽燃料	森字熊ノ堂上羽場15	73-2832
(有)前田商店	前森1-2-17	73-6174
(株)日通プロパン湯沢販売所	御園地町2-10	73-2713
こまち農業協同組合 LPガスセンター	南台5-5	73-6147
畜菊プロパン	松岡字外堀21-4	73-3503
太平燈材(株)湯沢営業所	成沢字横山17-1	73-3279
金子商店	相川字須47	79-2131
栗兵商店	稲庭町字256-2	43-2059
小野寺燃料	川連町大館字上山王52-14	42-4412
(有)古間プロパン	川連町大館字下山王36-1	42-2362
雄勝プロパン	上院内字小102-1	52-3011
押宗商店	横堀字白銀町32	52-2023
(株)菅徳治商店	横堀字六郎川原18-3	52-3095
(有)京野商店	横堀字中屋敷25-6	52-2530
兼子商店	秋ノ宮字川崎4-18	55-2112

災害拠点病院

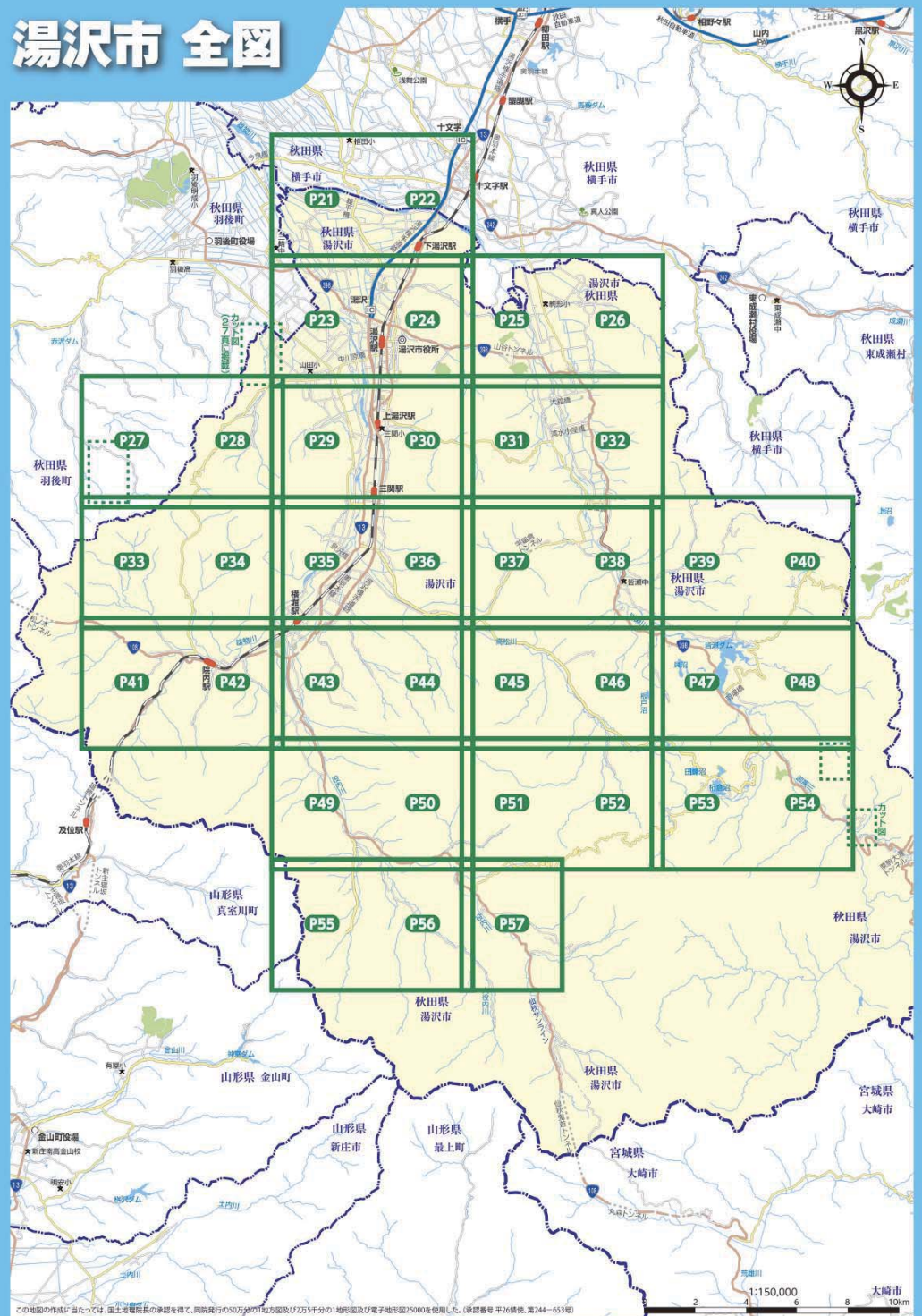
名称	所在地	電話番号
雄勝中央病院	山田字勇ヶ岡25	73-5000

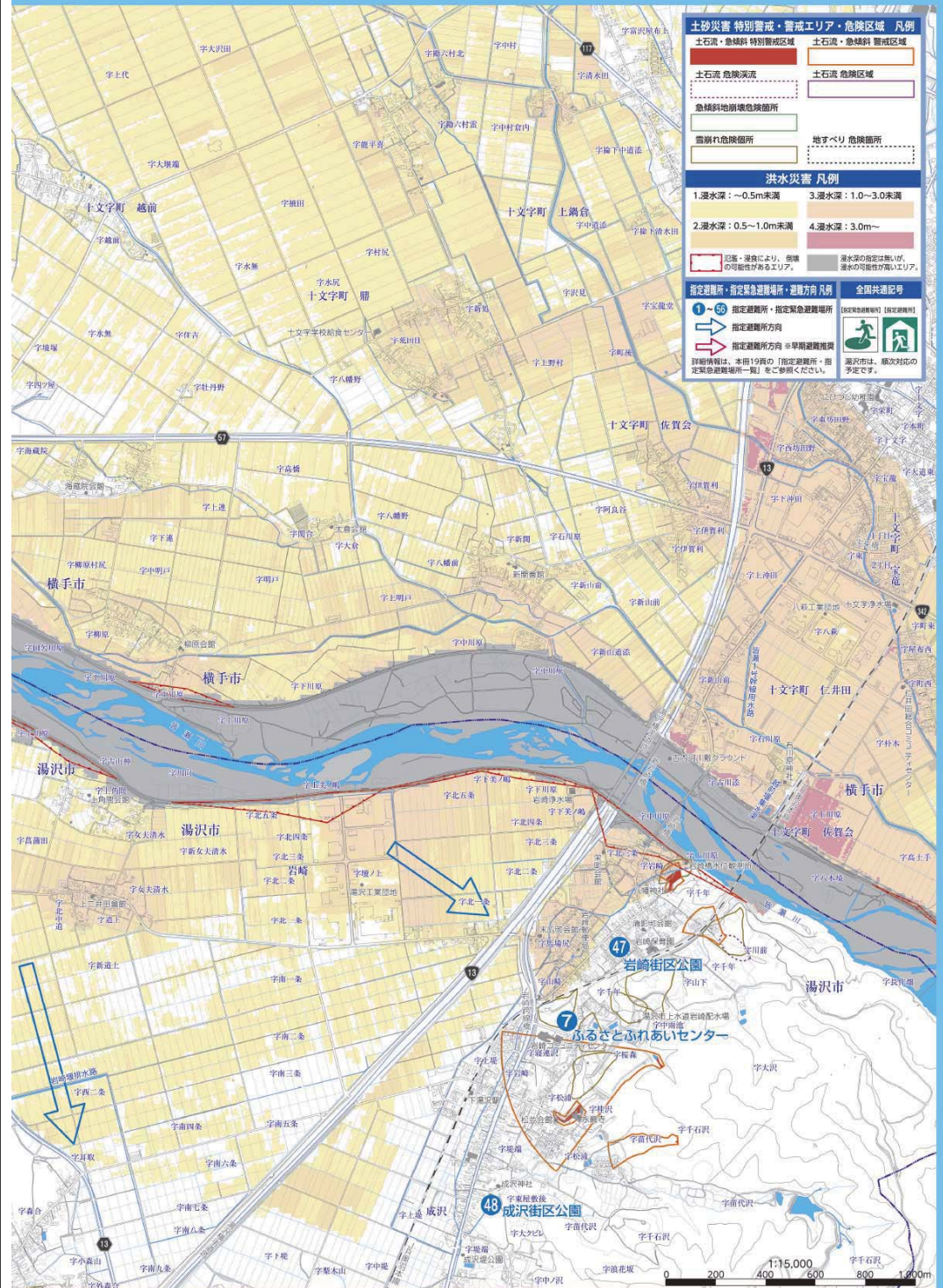
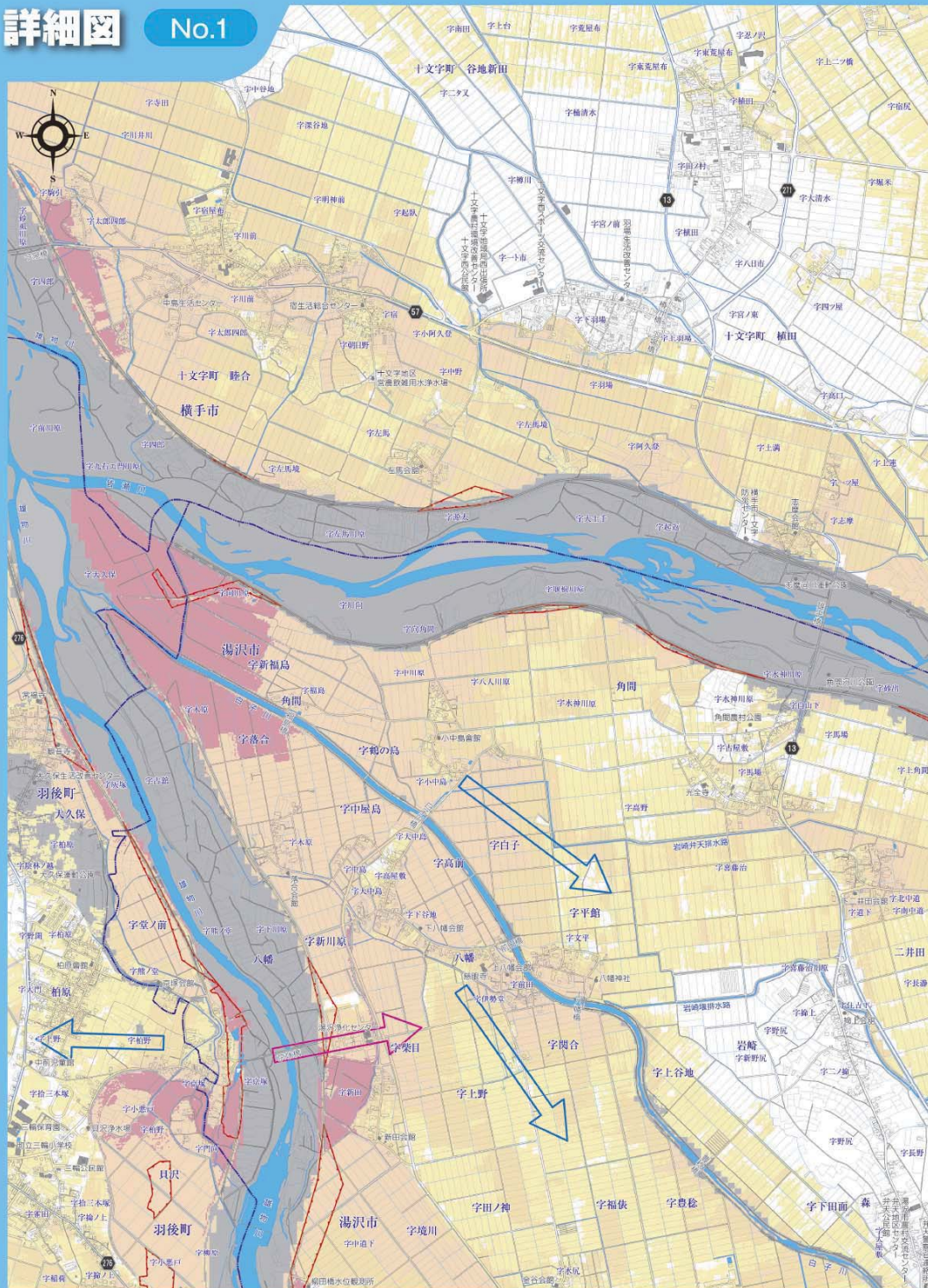
指定避難所・指定緊急避難場所 一覧

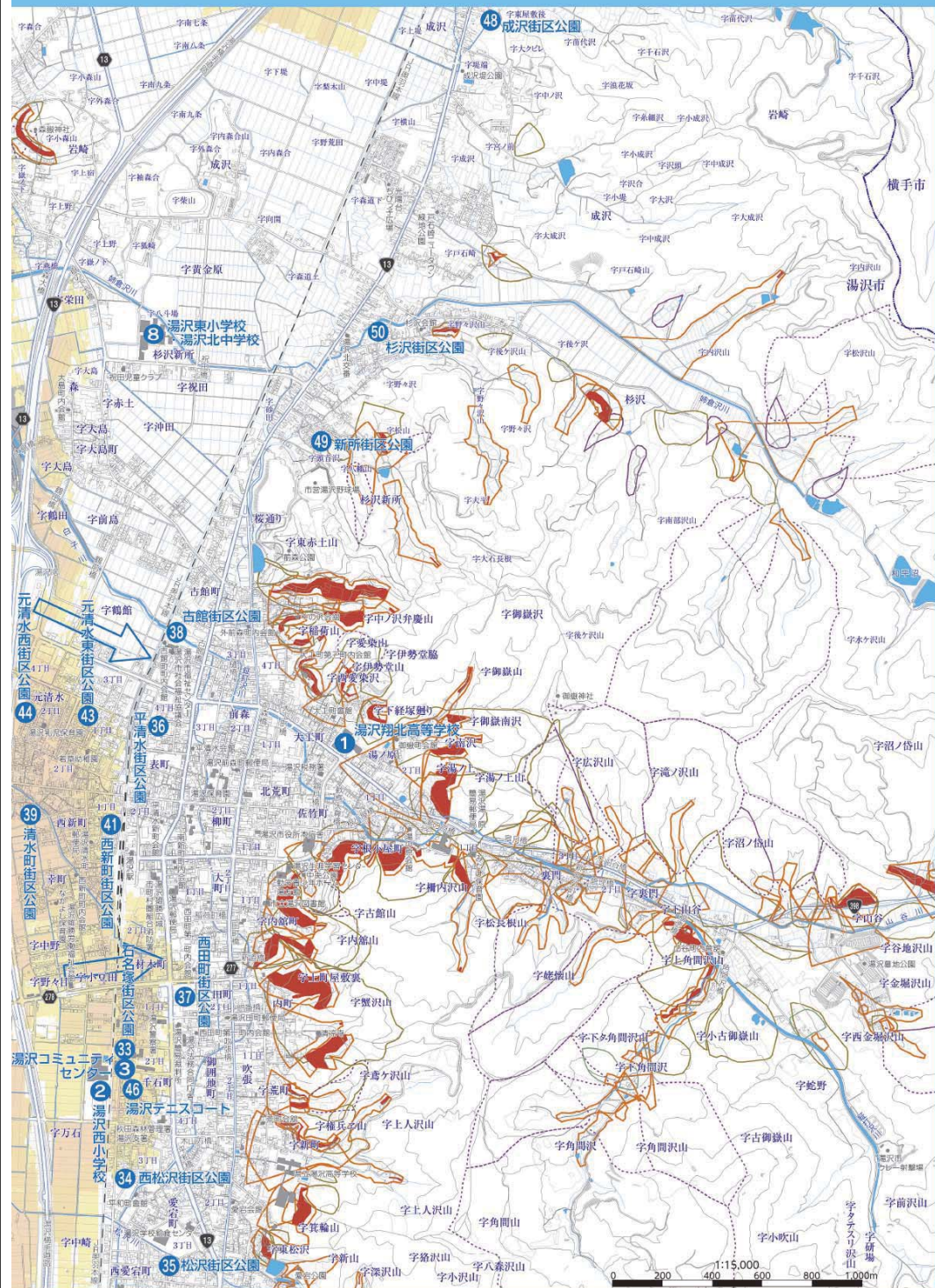
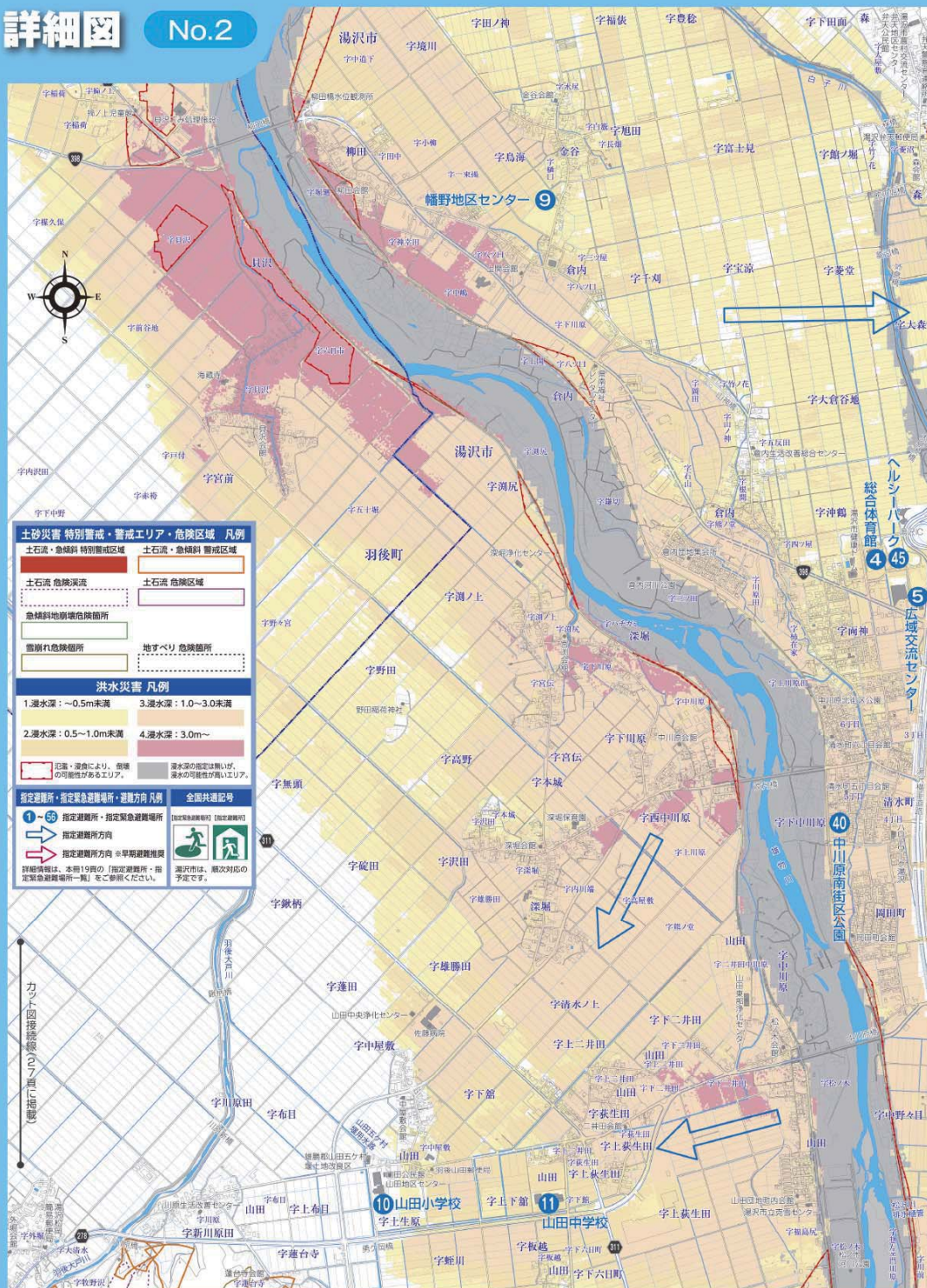
名称

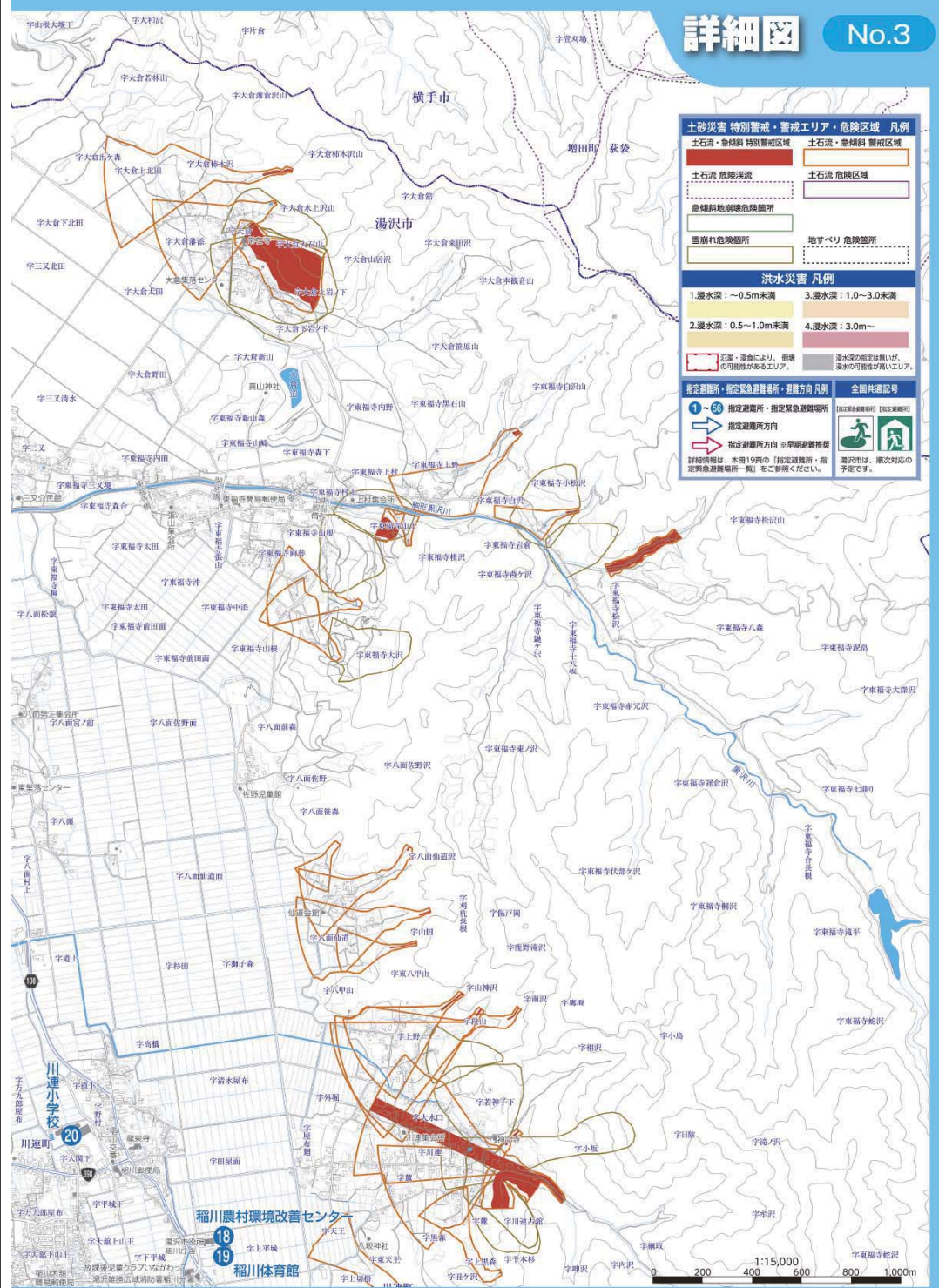
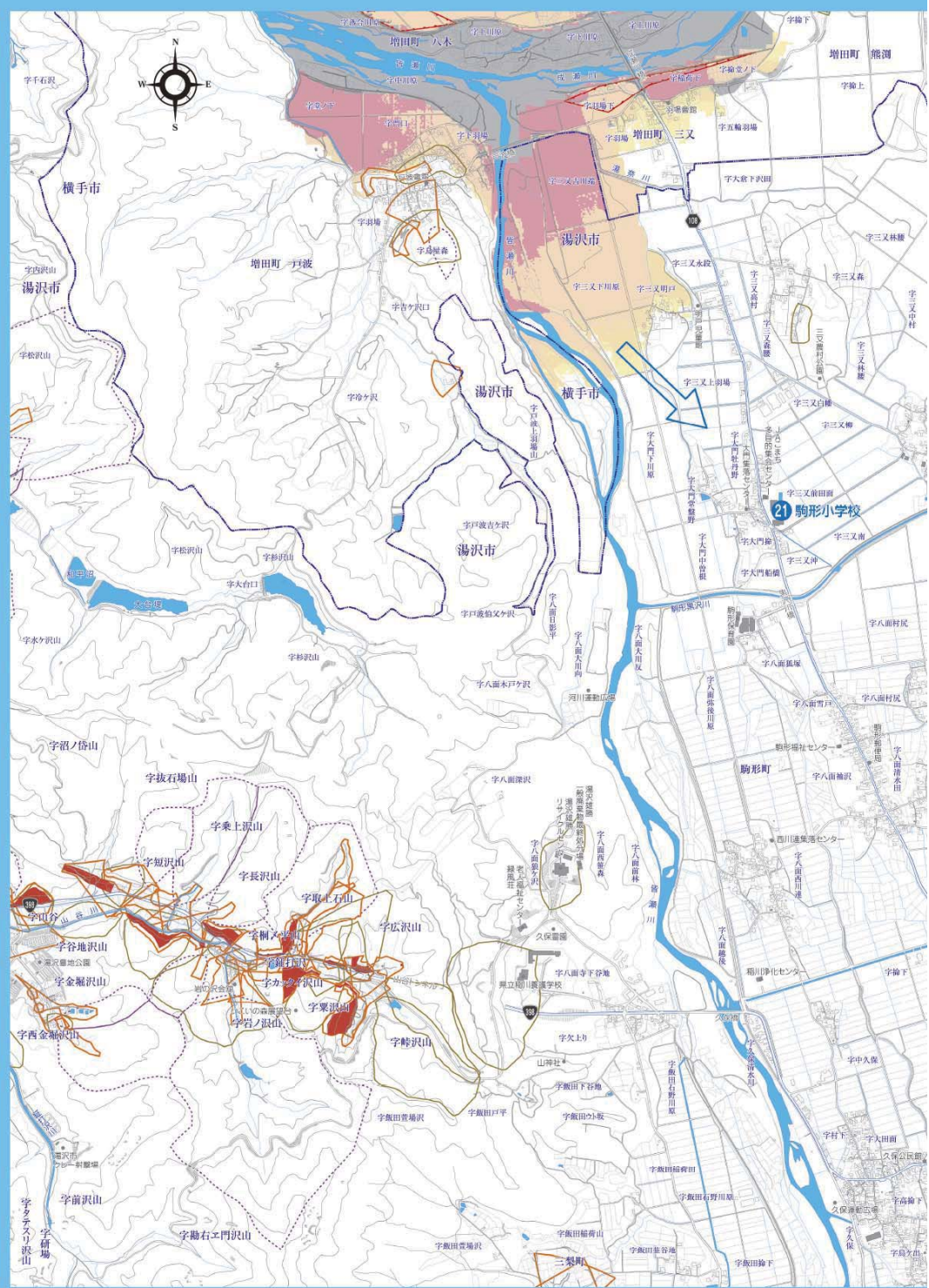
No	名称	所在地	連絡先(電話番号)	掲載頁	指定緊急避難場所			
					指定避難所	地震	洪水	土砂
1	湯沢翔北高等学校(体育館) (グラウンド)	湯ノ原二丁目1-1	79-5200	P24	●	●	●	×
2	湯沢西小学校(体育館) (グラウンド)	字万石26	72-5150	P24	●	●	×	●
3	湯沢コミュニティセンター	千石町二丁目4-8	73-5396	P24	●	●	●	●
4	総合体育館	宇沖嶋140	72-6500	P23	●	●	●	●
5	広域交流センター	宇沖嶋69-5	73-9691	P23	●	●	●	●
6	湯沢南中学校(体育館) (グラウンド)	南台6-1	73-5145	P30	●	●	●	●
7	ふるさとふれあいセンター 湯沢東小学校(体育館)	岩崎字張連沢9-4	73-2904	P22	●	●	●	●
8	湯沢北中学校(体育館) (グラウンド)	杉沢新所字八斗場33	72-5125	P24	●	●	●	●
9	幡野地区センター	金谷字樋ノ口123	73-2718	P23	●	●	×	●
10	山田小学校(体育館) (グラウンド)	山田字土生原62	73-3016	P23/P29	●	●	●	●
11	山田中学校(体育館) (グラウンド)	山田字下館10	73-3017	P23/P29	●	●	●	●
12	三間小学校(体育館) (グラウンド)	間口字堀巻68	73-2926	P30	●	●	●	●
13	須川小学校(体育館) (グラウンド)	相川字須川119-7	79-2521	P35	●	●	×	●
14	高松地区センター(体育館) (グラウンド)	高松字上地6-2	79-3370	P37/P45	●	●	●	●
15	稲庭小学校(体育館) (グラウンド)	稲庭町字琵琶倉24	43-2002	P38	●	●	●	●
16	三梨小学校(体育館) (グラウンド)	三梨町字清水小屋244	42-2503	P32	●	●	●	●
17	稲川中学校(体育館) (グラウンド)	三梨町字間明田140	42-2160	P32	●	●	×	●
18	稲川農村環境改善センター 稲川体育館	川連町字上平城120	42-5816	P26/P32	●	●	●	●
19	川連小学校(体育館) (グラウンド)	川連町字道下86	42-2501	P26	●	●	●	●
20	駒形小学校(体育館) (グラウンド)	駒形町字三又前田面47-4	42-2502	P25	●	●	●	●
21	雄勝小学校(体育館) (グラウンド)	横堀字板橋5	52-5515	P43	●	●	●	●
22	雄勝中学校(体育館) (グラウンド)	横堀字板橋5	52-2375	P43	●	●	●	●
23	雄心館	横堀字板橋5	—	P43	●	●	●	●
24	横堀交流センター(体育館)	横堀字小田中5-2	—	P43	●	●	●	●
25	旧院内小学校(体育館) (グラウンド)	下院内字釜形町73-1	—	P42	●	●	×	●
26	雄勝スポーツセンター(体育館) (グラウンド)	秋ノ宮字中島365	55-2277	P49	●	●	●	●
27	中山コミュニティセンター(体育館) (グラウンド)	秋ノ宮字中山222	—	P50	●	●	×	●
28	小野地区センター(体育館) (グラウンド)	小野字油屋敷15	—	P35	●	●	●	●
29	皆瀬生涯学習センター 皆瀬小学校(体育館)	皆瀬字沢梨台106	46-2033	P38	●	●	●	●
30	皆瀬中学校(体育館) (グラウンド)	皆瀬字下菅生27	58-4080	P38	●	●	●	●
31	皆瀬小学校(体育館)	皆瀬字下菅生24-1	46-2003	P38	●	●	●	●
32	石名塚街区公園	千石町二丁目4	—	P24	●	●	●	●
33	西松沢街区公園	千石町三丁目5	—	P24	●	●	●	●
34	松沢街区公園	西愛宕町1	—	P24/P30	●	●	●	●
35	平清水街区公園	表町四丁目7	—	P24	●	●	●	●
36	西田町街区公園	田町二丁目3	—	P24	●	●	●	●
37	古館街区公園	古館町地内	—	P24	●	●	●	●
38	清水町街区公園	清水町四丁目地内	—	P24	●	×	●	●
39	中川原南街区公園	清水町五丁目地内	—	P23	●	×	●	●
40	西新町街区公園	清水町一丁目地内	—	P24	●	×	●	●
41	寺沢街区公園	若葉町地内	—	P30	●	●	●	●
42	元清水東街区公園	元清水一丁目地内	—	P24	●	×	●	●
43	元清水西街区公園	元清水二丁目地内	—	P24	●	×	●	●
44	ヘルシーパーク	宇沖嶋110	—	P23	●	×	●	●
45	湯沢テニスコート	千石町2-355-2	—	P24	●	●	●	●
46	岩崎街区公園	岩崎字岩崎地内	—	P22	●	●	●	●
47	成沢街区公園	成沢字堀巻地内	—	P22/P24	●	●	●	●
48	新所街区公園	杉沢新所字八幡山土地内	—	P24	●	●	●	●
49	杉沢街区公園	杉沢字野々沢地内	—	P24	●	●	●	●
50	間口街区公園	間口字間口地内	—	P30	●	●	×	●
51	小町の郷公園	小野字橋本90	—	P35	●	●	●	●
52	皆瀬開発総合センター北側広場	皆瀬字沢梨台66-1	—	P38	●	●	●	●
53	市営皆瀬野球場	皆瀬字上小保内3	—	P47	●	●	●	●
54	小安鉄見噴し広場	皆瀬字坂ノ上3-2	—	P48/P54	●	●	×	●
55	皆瀬休養施設駐車場	皆瀬字小浦ノ上79-3	—	P54	●	●	●	●

湯沢市 全図









土砂災害 特別警戒・警戒エリア・危険区域 凡例

- 土石流・急傾斜 特別警戒区域
- 土石流・急傾斜 警戒区域
- 土石流 危険渓流
- 土石流 危険区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 崖崩れ危険箇所
- 地すべり 危険箇所

洪水災害 凡例

- 1.浸水深：～0.5m未満
- 2.浸水深：0.5～1.0m未満
- 3.浸水深：1.0～3.0未満
- 4.浸水深：3.0m～

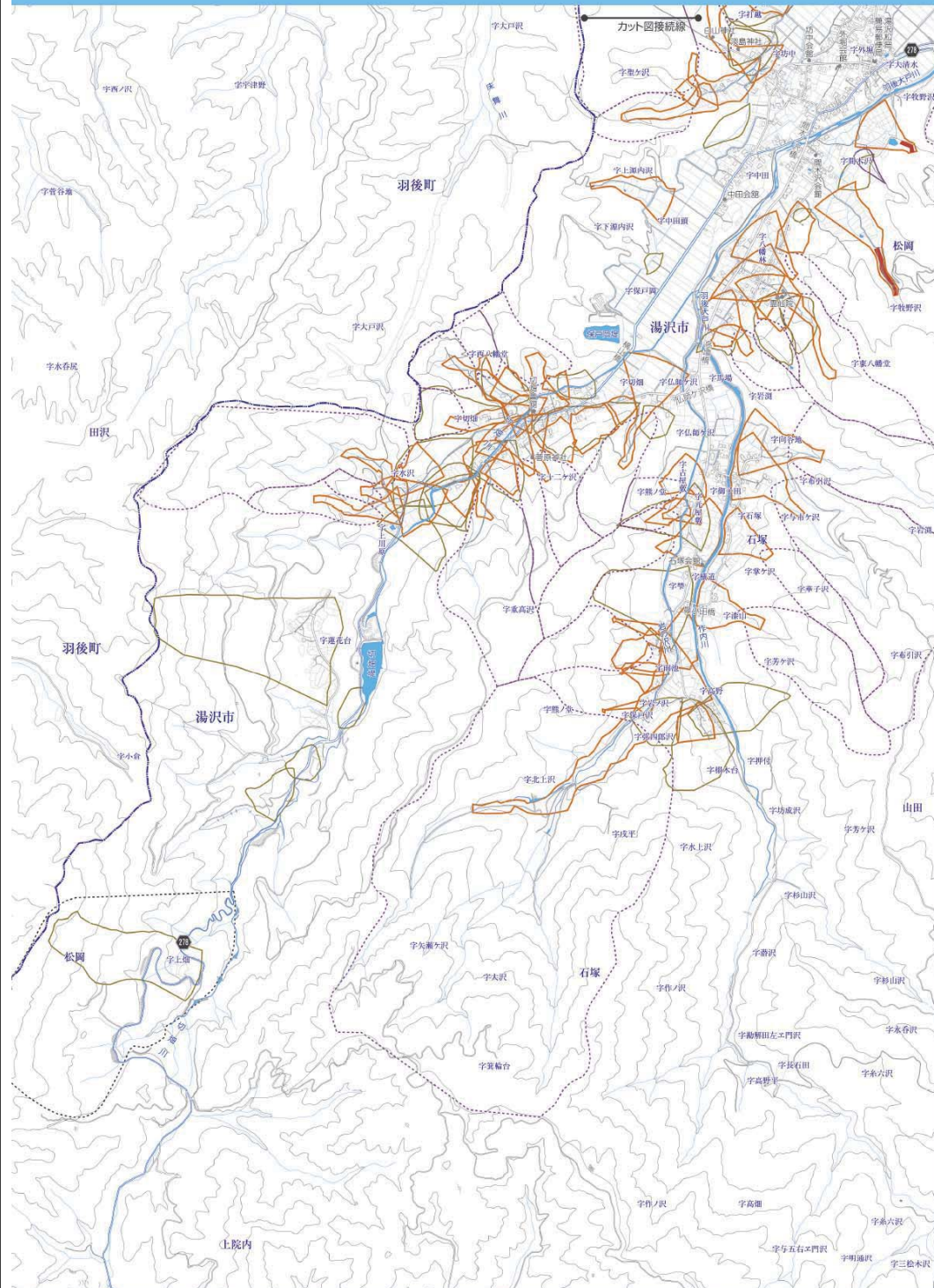
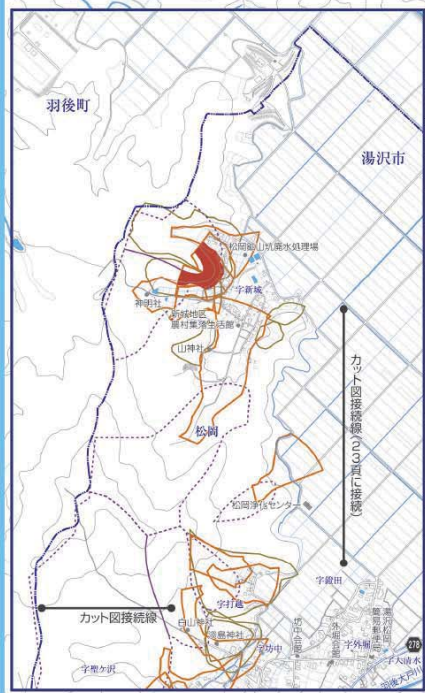
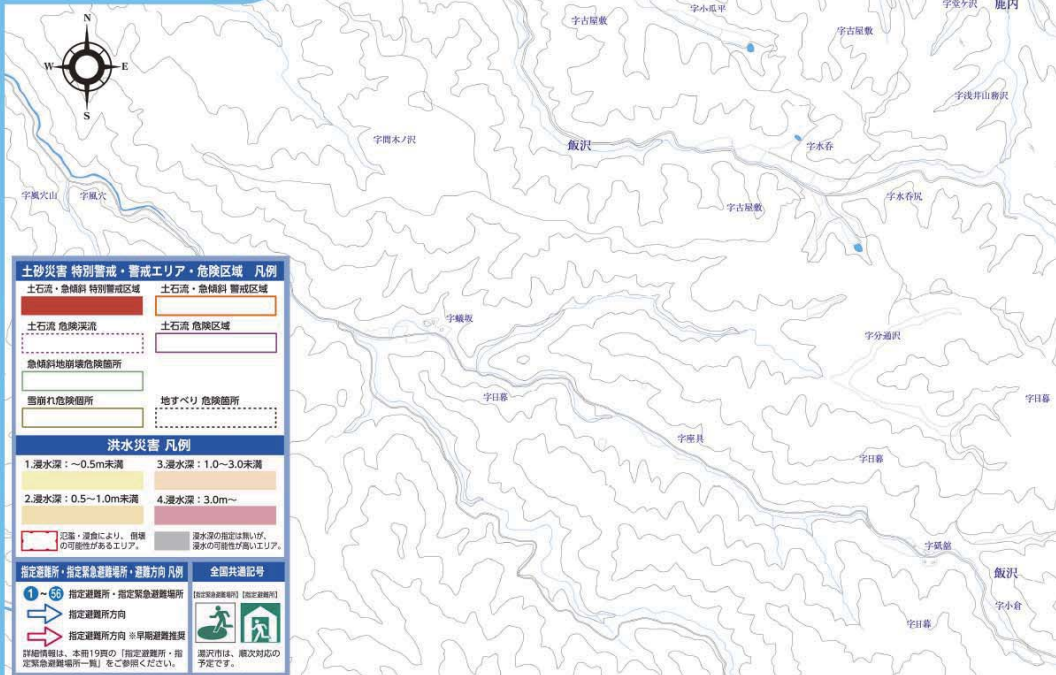
指定避難所・指定緊急避難場所・避難方向 凡例

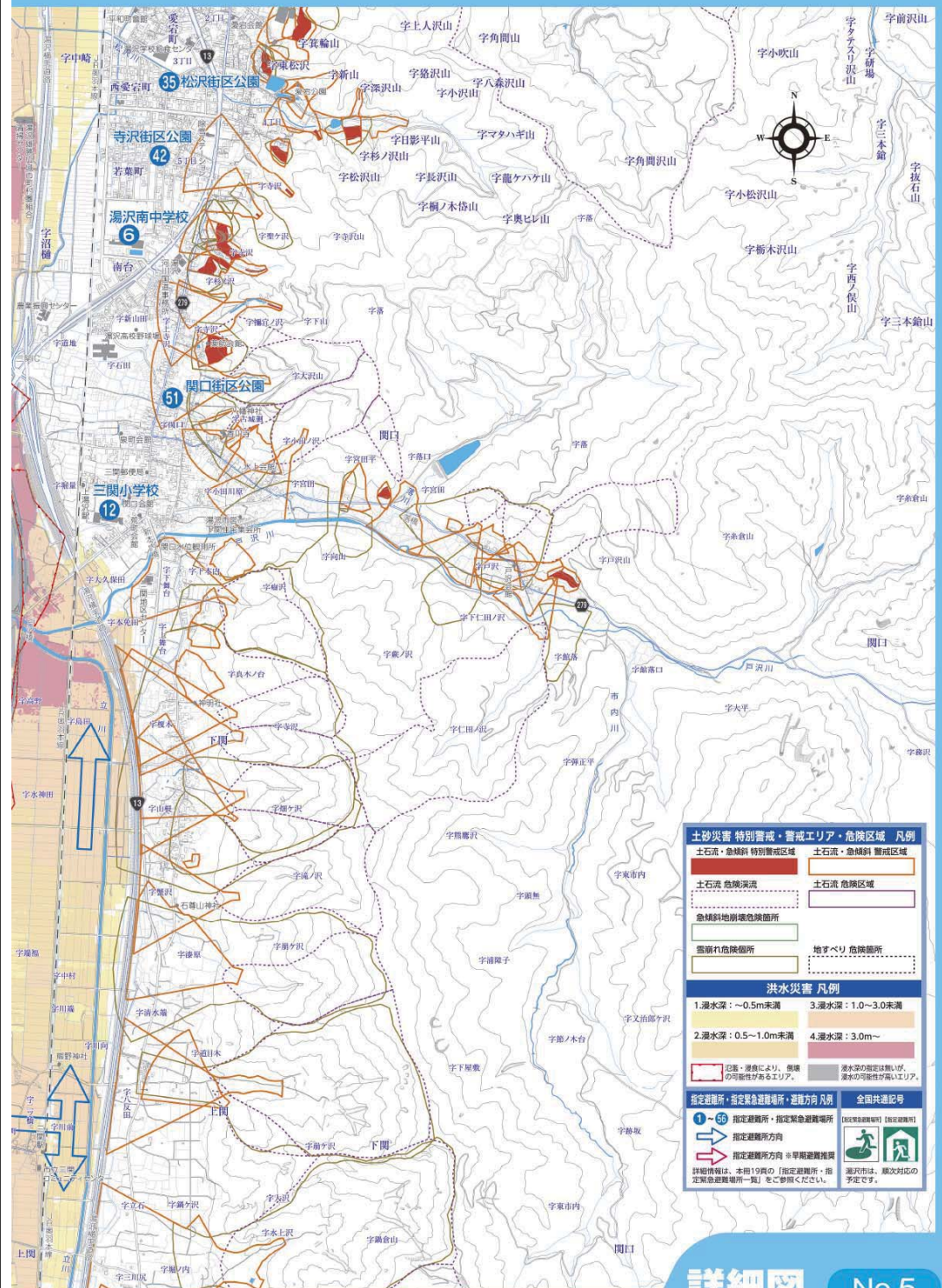
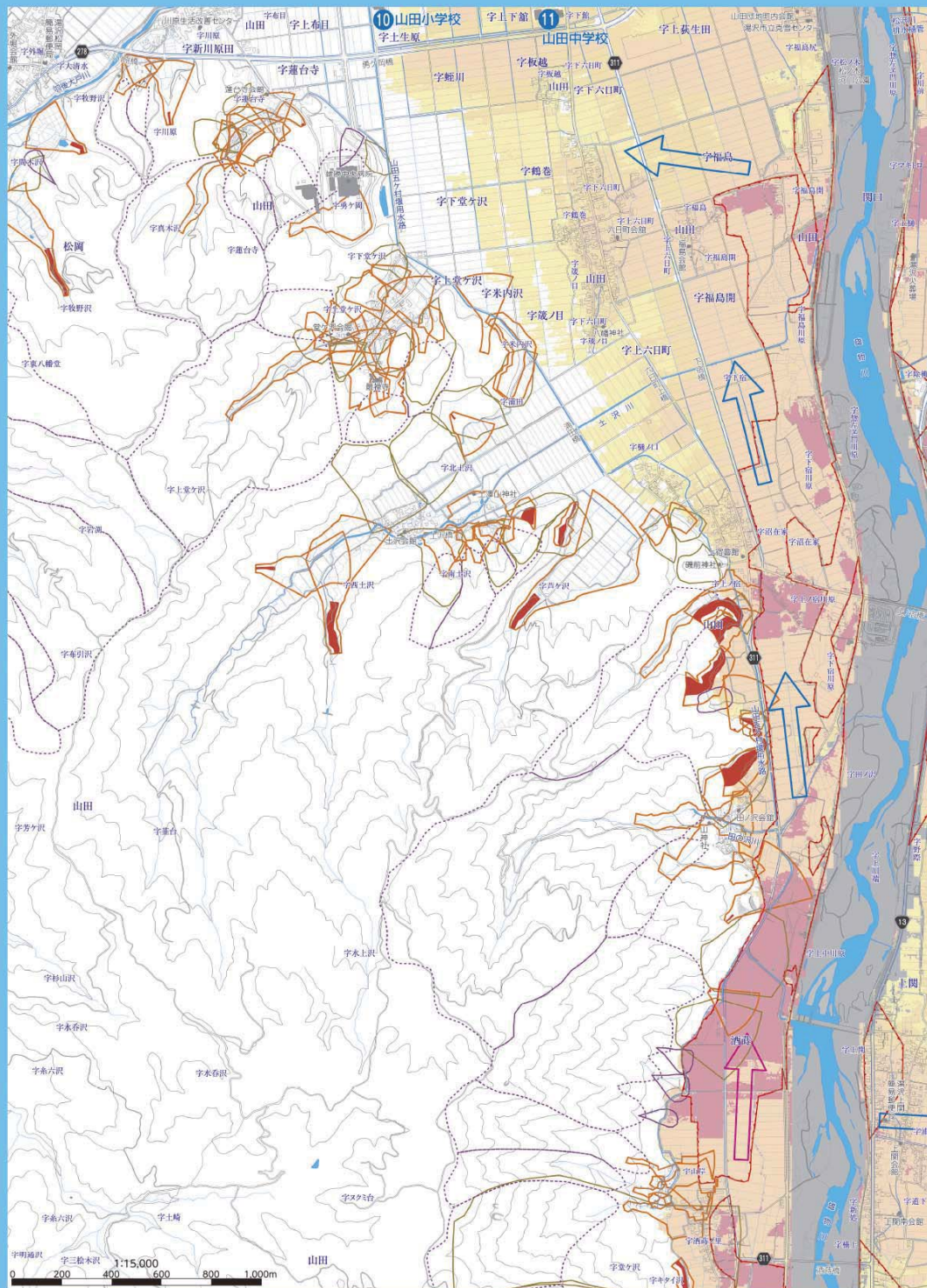
- 1～56 指定避難所
- 指定避難所方向
- 指定避難所方向 ※早期避難推奨

詳細情報は、本冊19頁の「指定避難所・指定緊急避難場所一覧」をご参照ください。 浸水時は、順次対応の予定です。

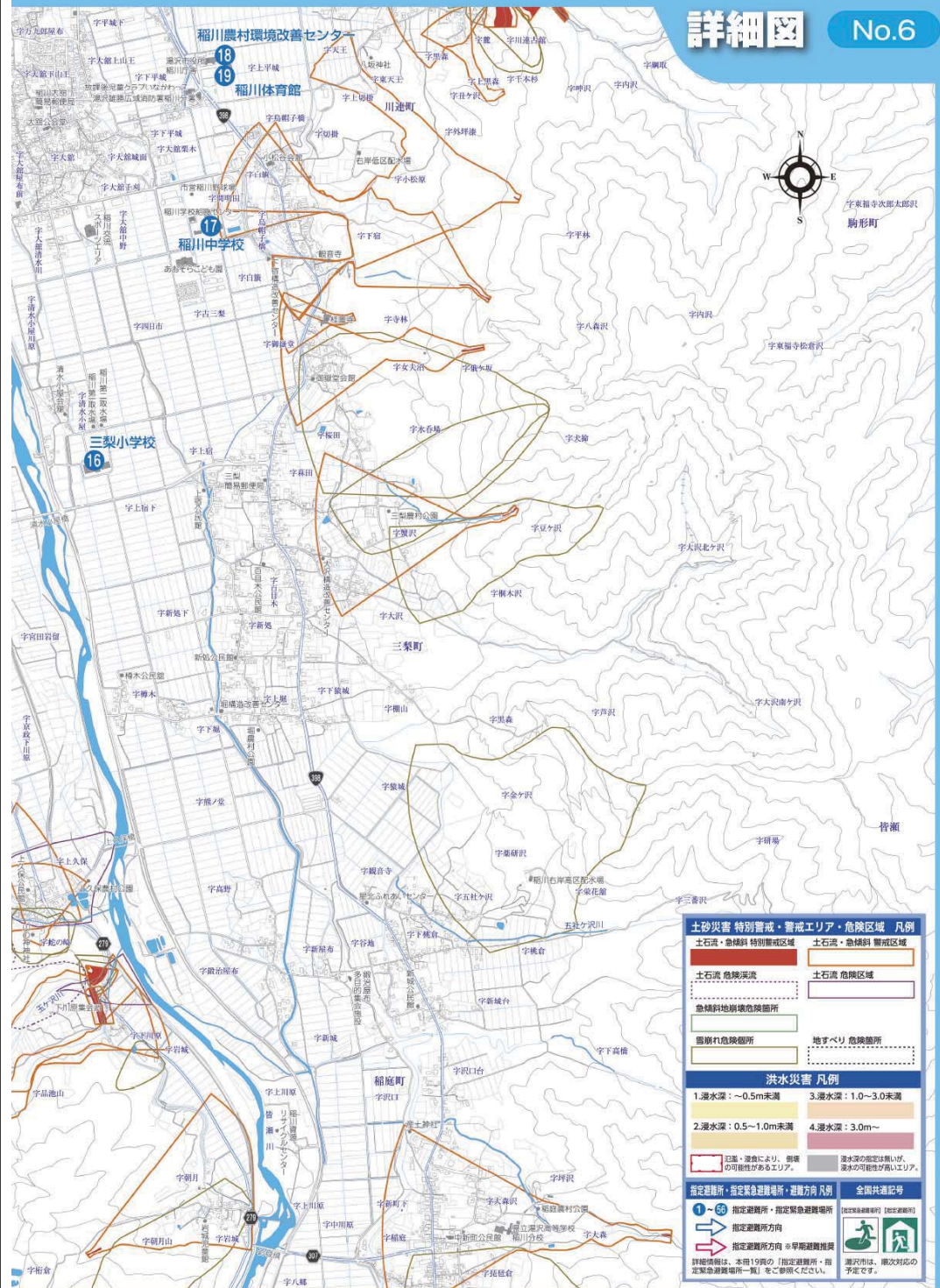
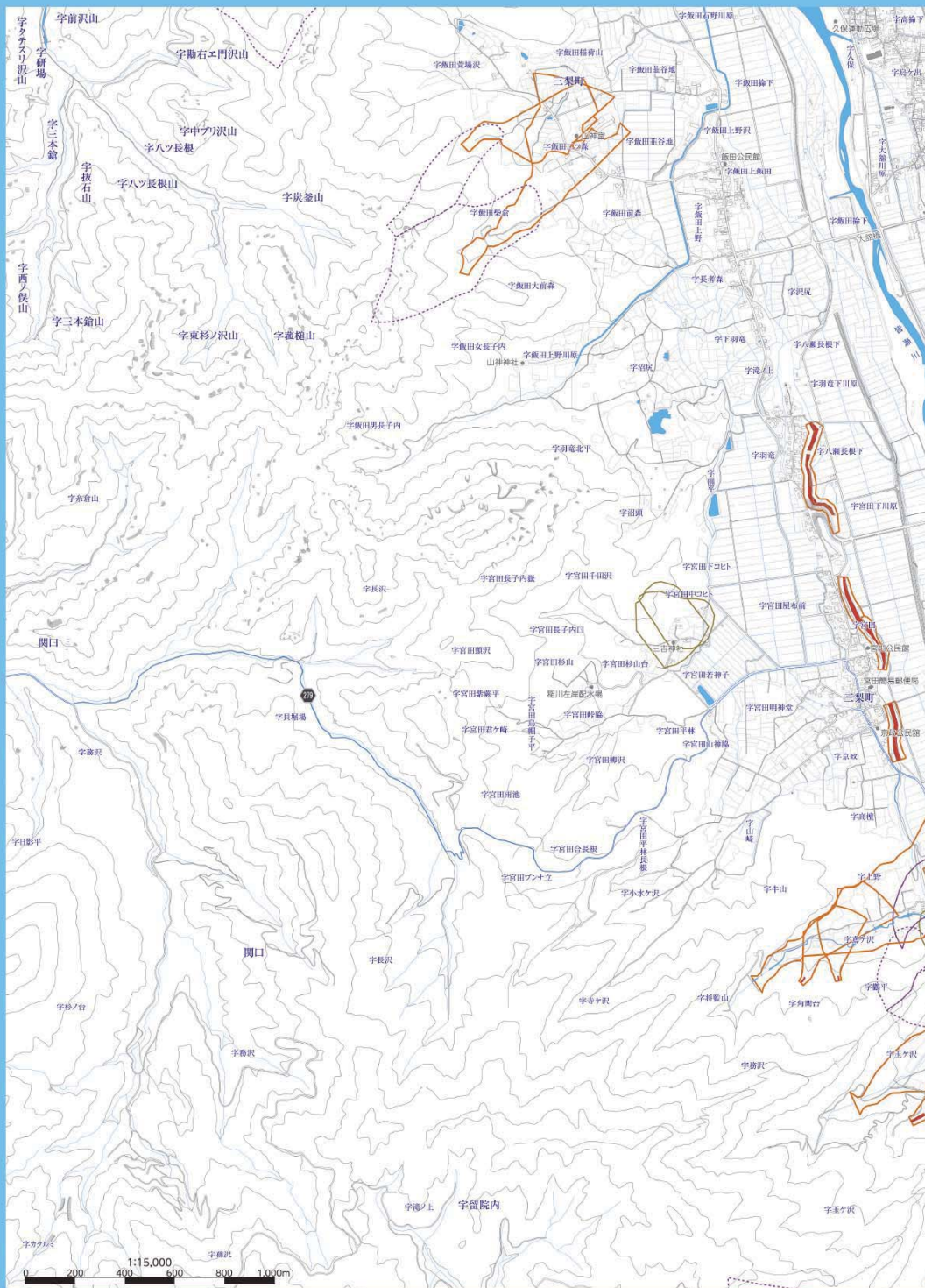
1:15,000

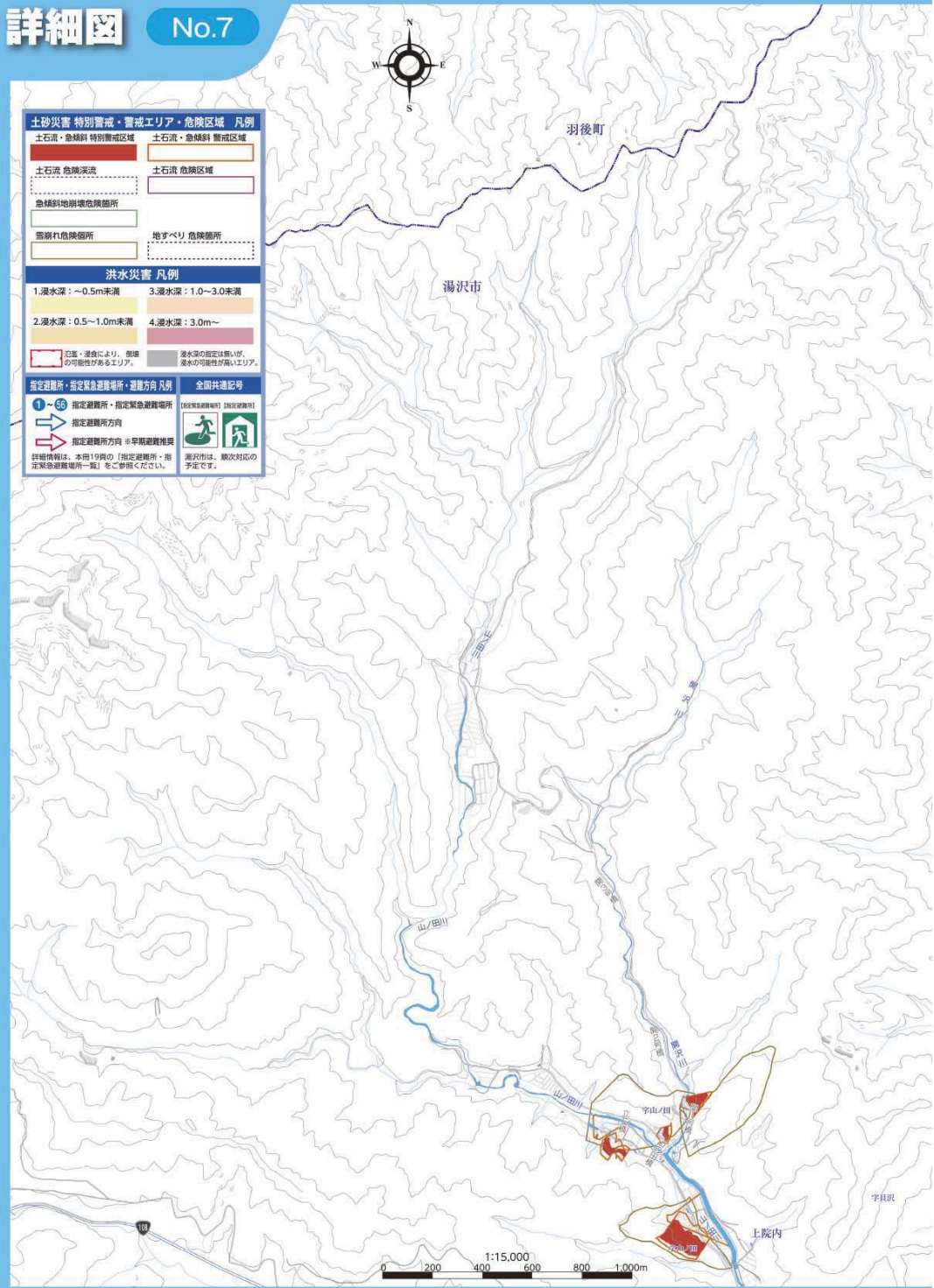
0 200 400 600 800 1,000m





土砂災害 特別警戒・警戒エリア、危険区域 凡例	
土石流・急傾斜 特別警戒区域	土石流・急傾斜 警戒区域
土石流 危険深域	土石流 危険区域
急傾斜地崩壊危険箇所	
警戒危険箇所	地すべり 危険箇所
洪水災害 凡例	
1.浸水深：～0.5m未満	3.浸水深：1.0～3.0未満
2.浸水深：0.5～1.0m未満	4.浸水深：3.0m～
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> <p>指定避難所、指定緊急避難場所、避難方向 凡例</p> <p>指定避難所</p> <p>指定緊急避難場所</p> <p>避難方向</p> </div> <div> <p>全国共通記号</p> <p>指定避難所</p> <p>指定緊急避難場所</p> <p>避難方向</p> </div> </div>	





土砂災害 特別警戒・警戒エリア・危険区域 凡例

土石流・急傾斜 特別警戒区域 土石流・急傾斜 警戒区域

土石流 危険渓流 土石流 危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所

雪崩れ危険箇所 地すべり 危険箇所

洪水災害 凡例

1. 浸水深：～0.5m未満 3. 浸水深：1.0～3.0未満

2. 浸水深：0.5～1.0未満 4. 浸水深：3.0m～

① 石垣、遊歩により、破壊の可能性が低いエリア。 ② 浸水深の指定は無いが、浸水の可能性が高いエリア。

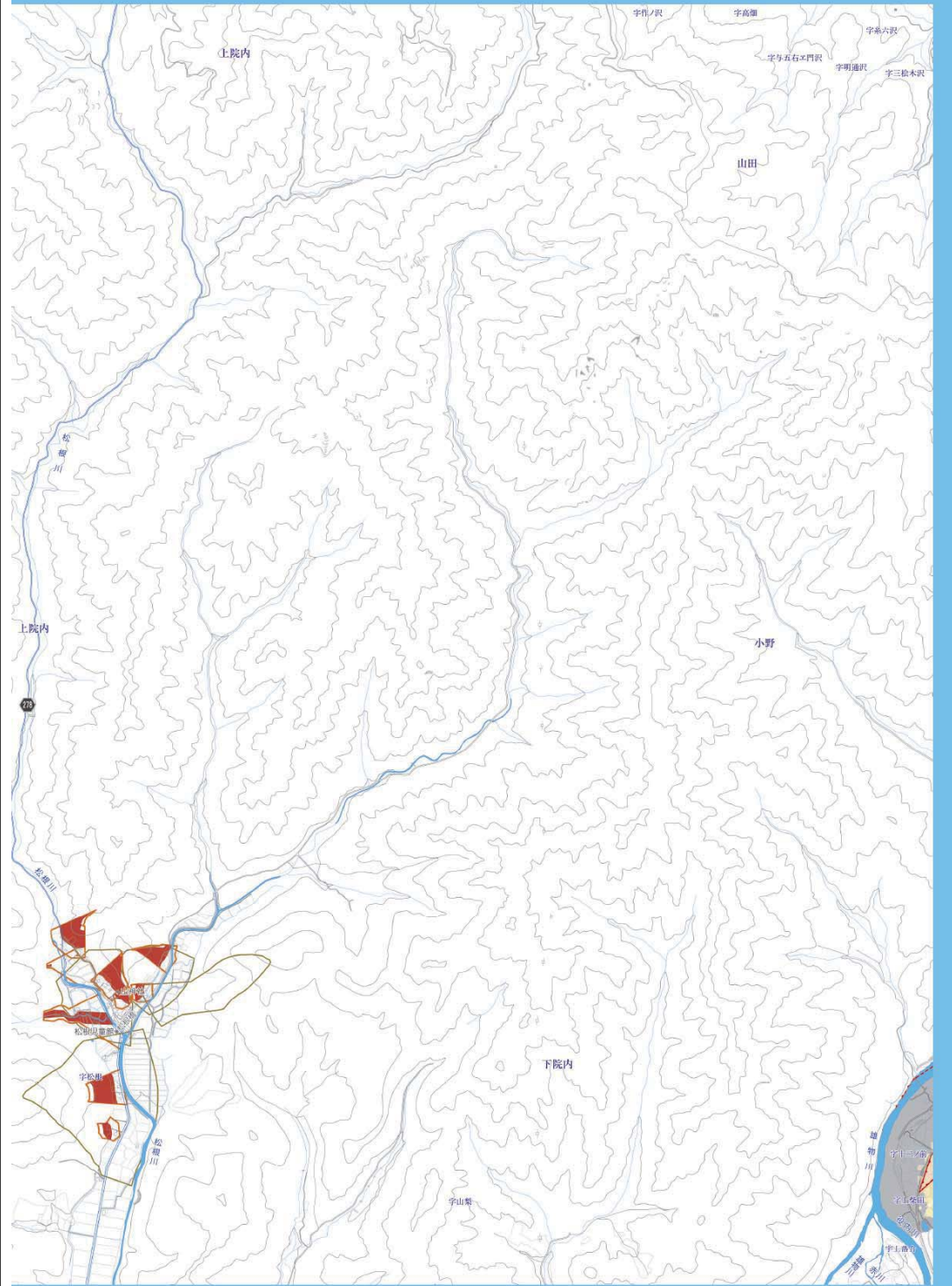
指定避難所・指定緊急避難場所・避難方向 凡例 全国共通記号

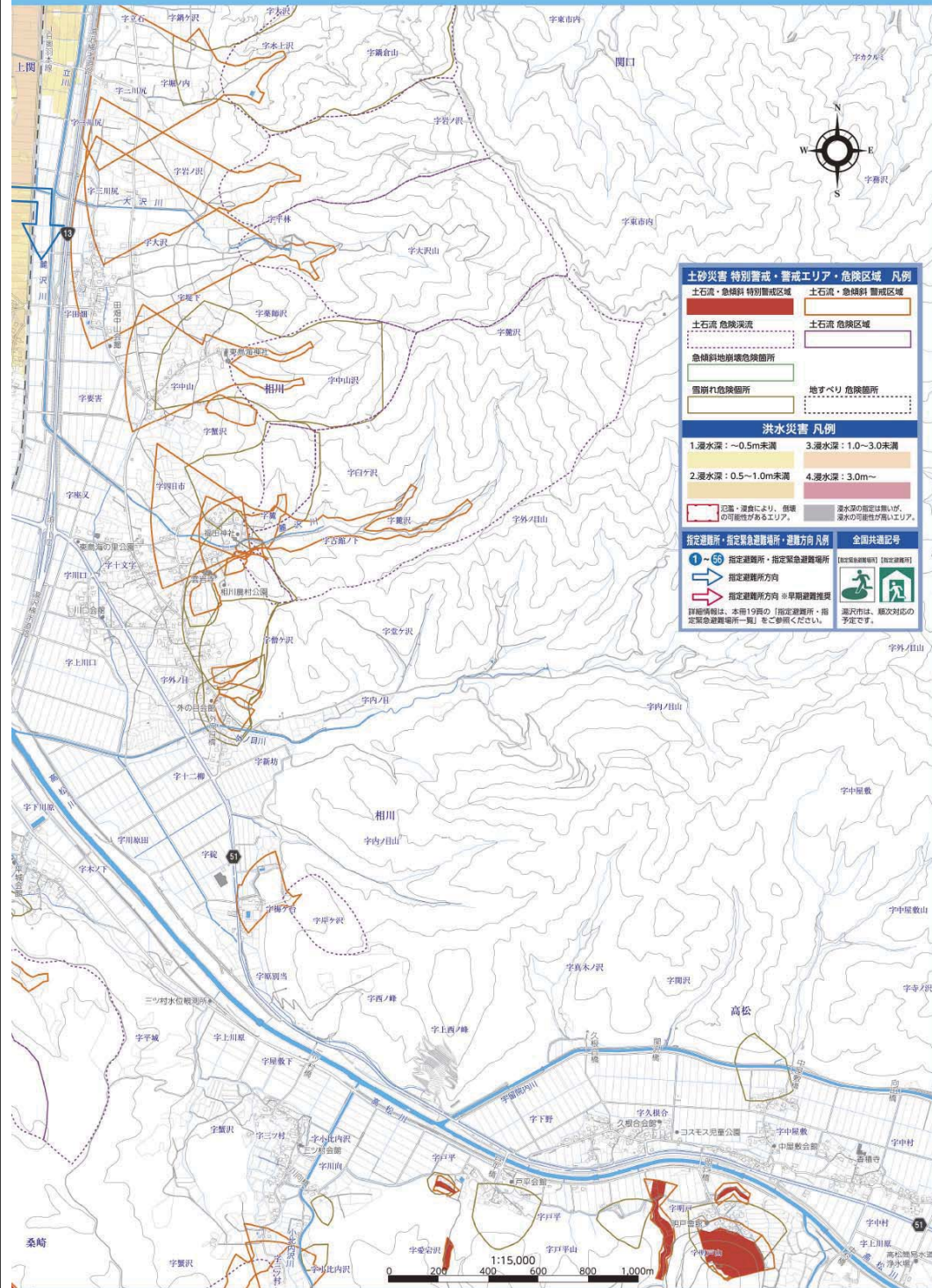
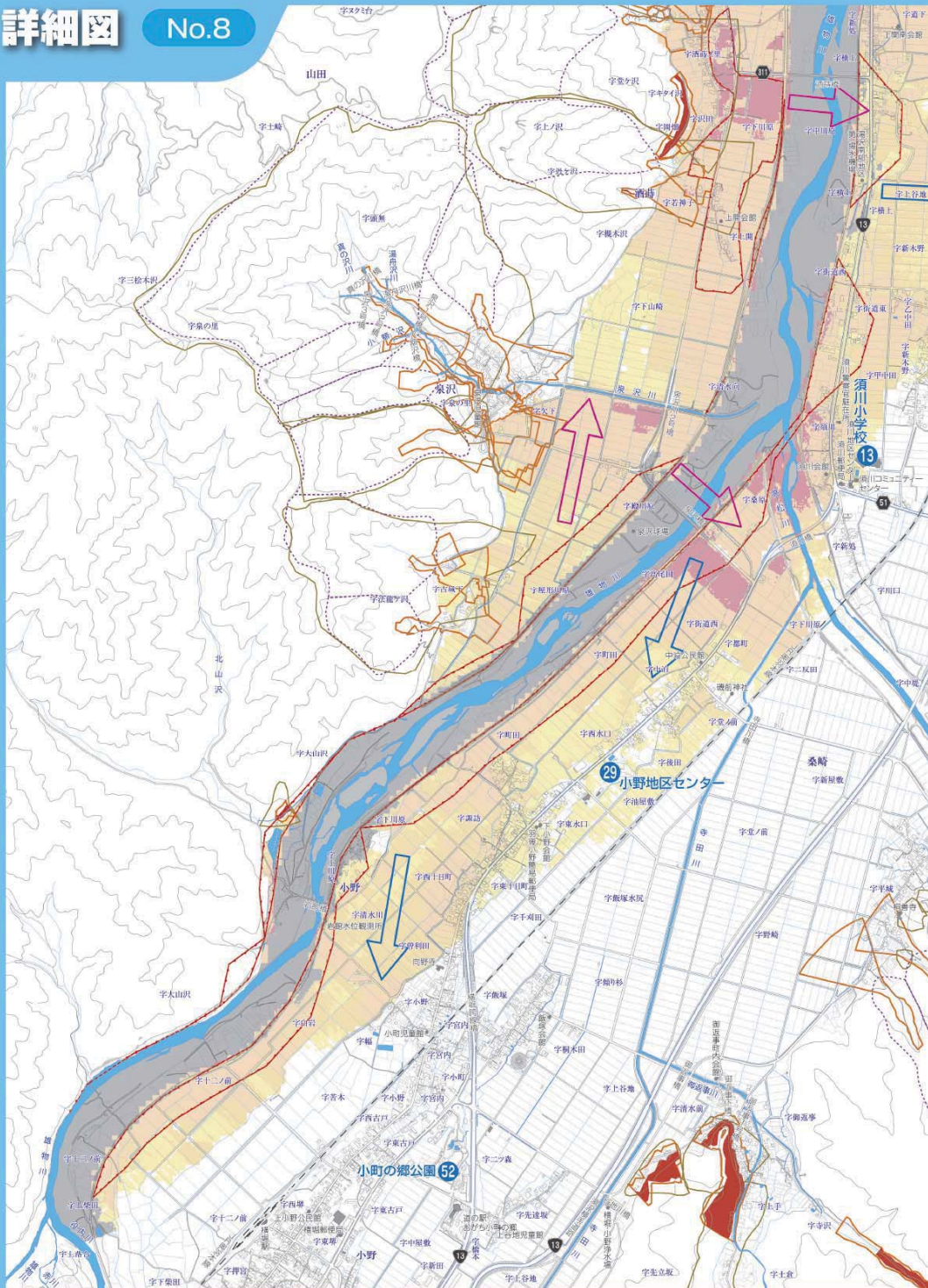
① 指定避難所 指定緊急避難場所

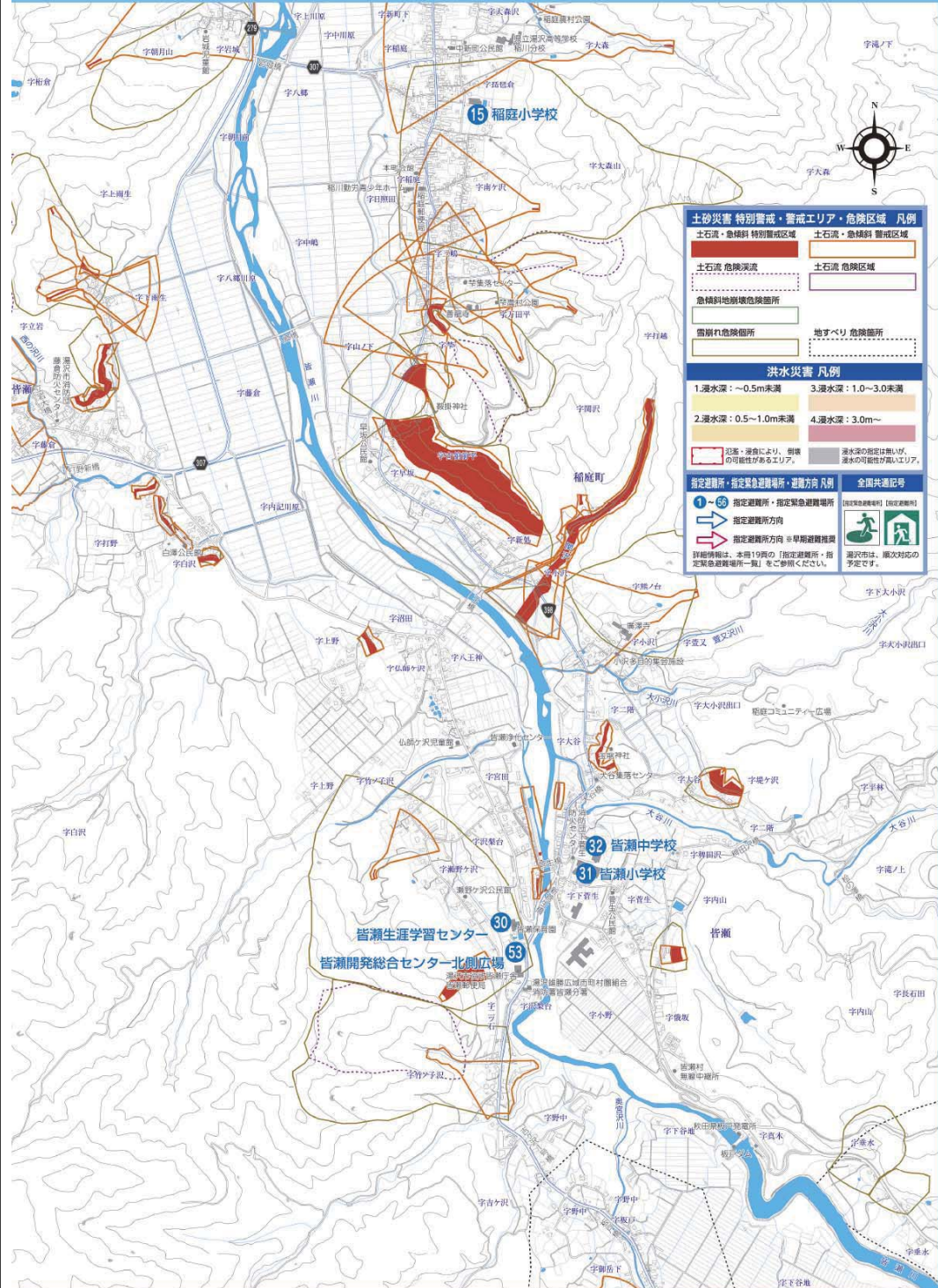
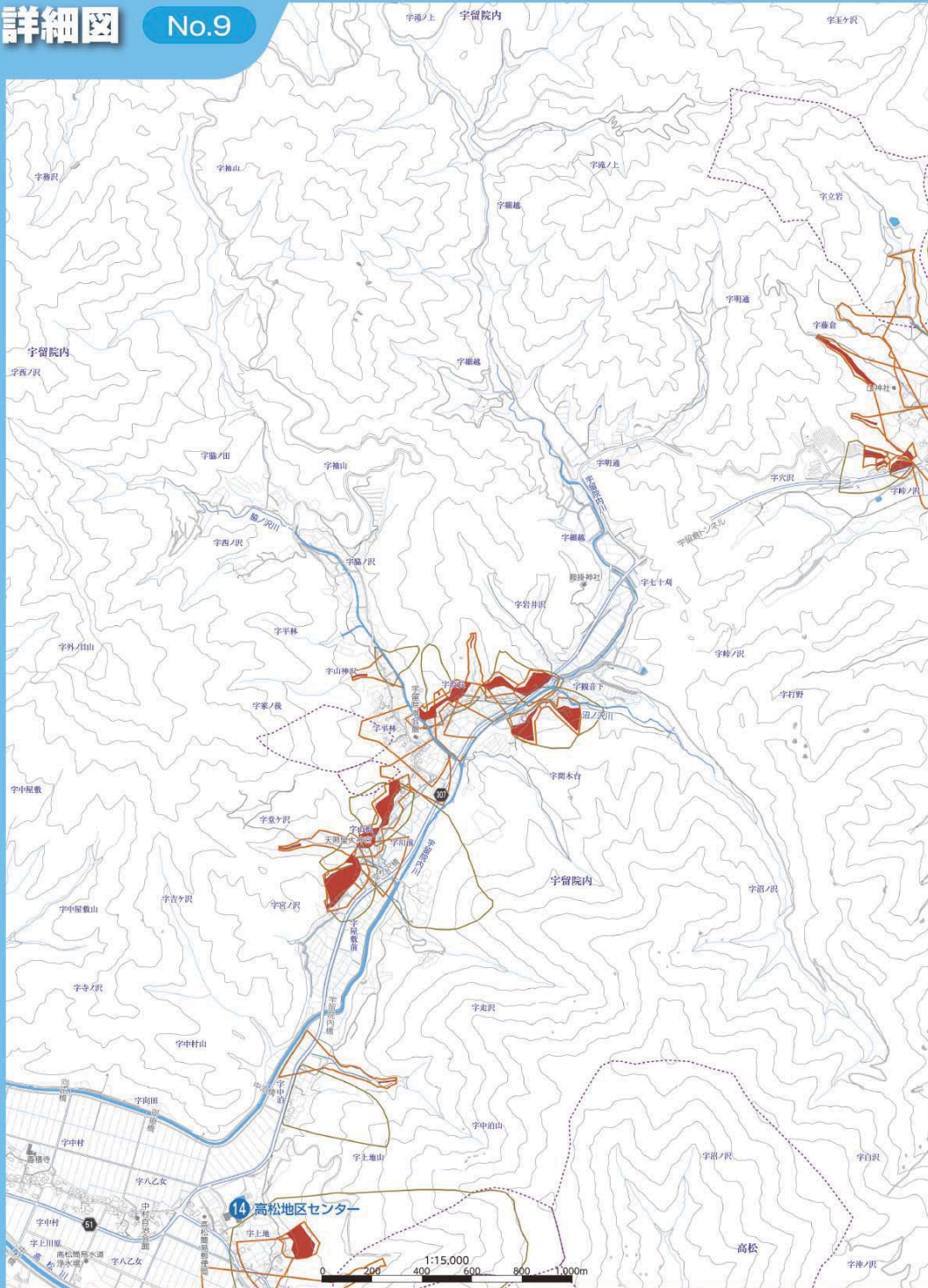
指定避難所方向 指定緊急避難場所方向

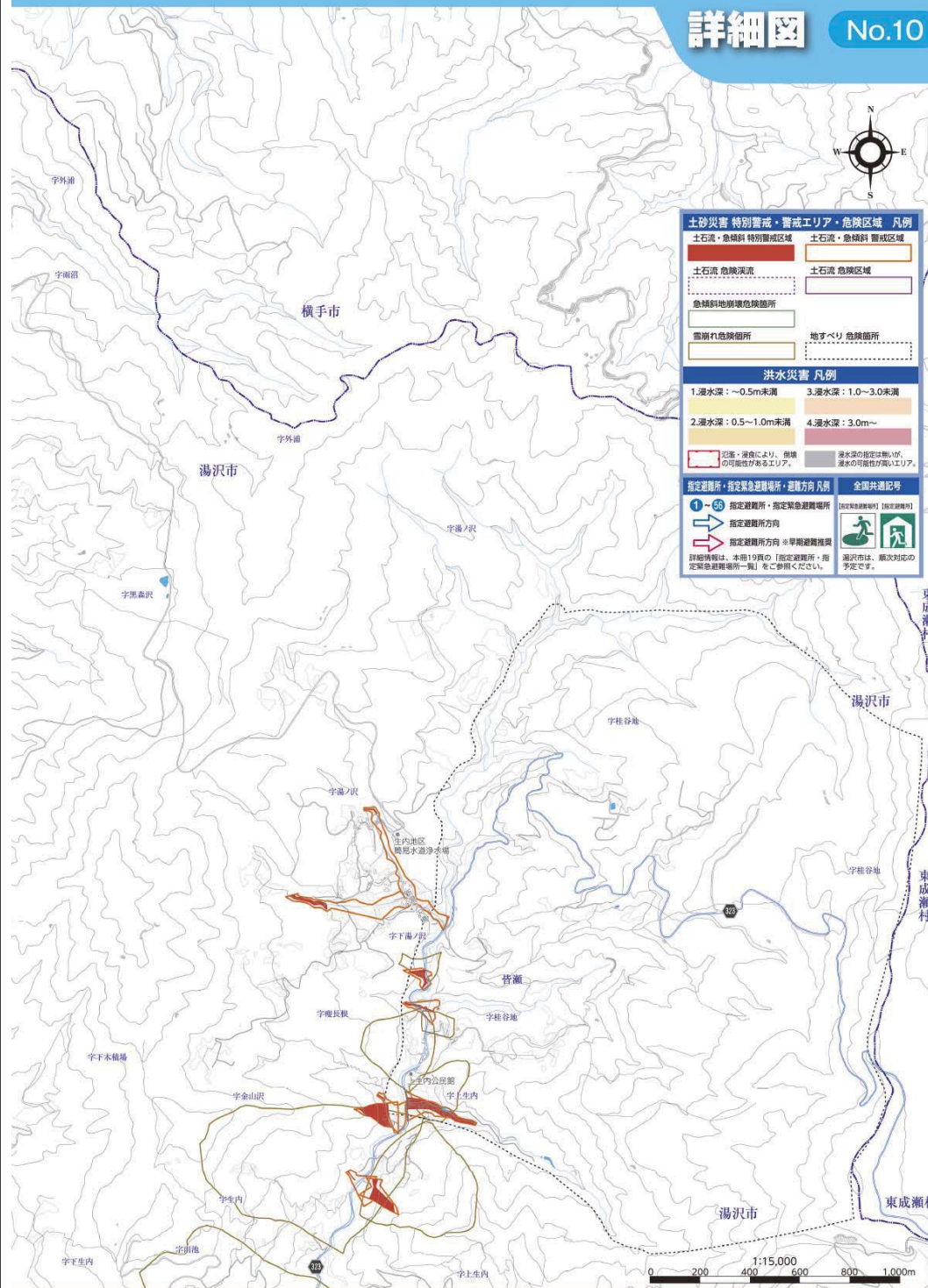
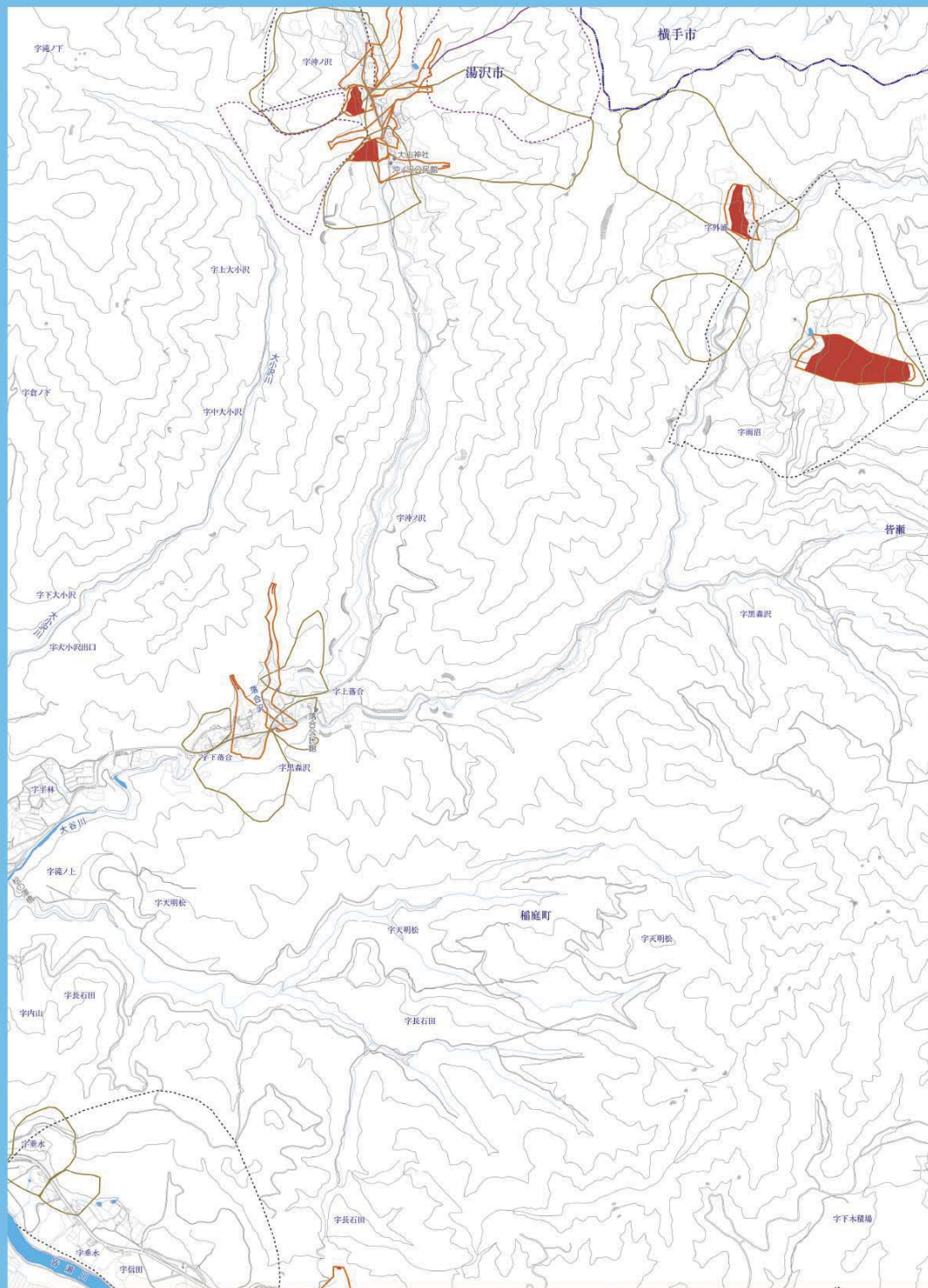
指定避難所方向 ※早期避難推奨 避難所は、順次対応の予定です。

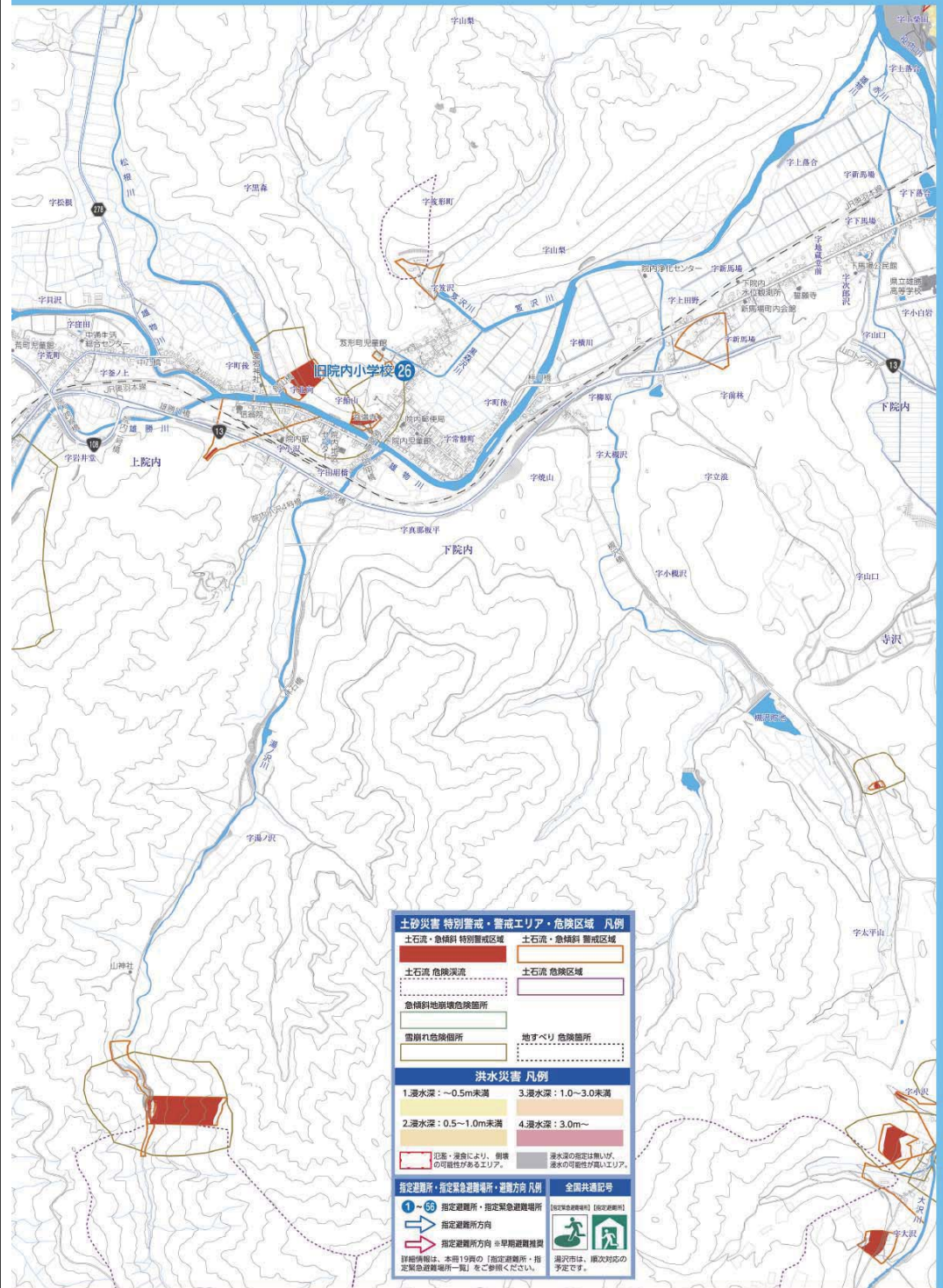
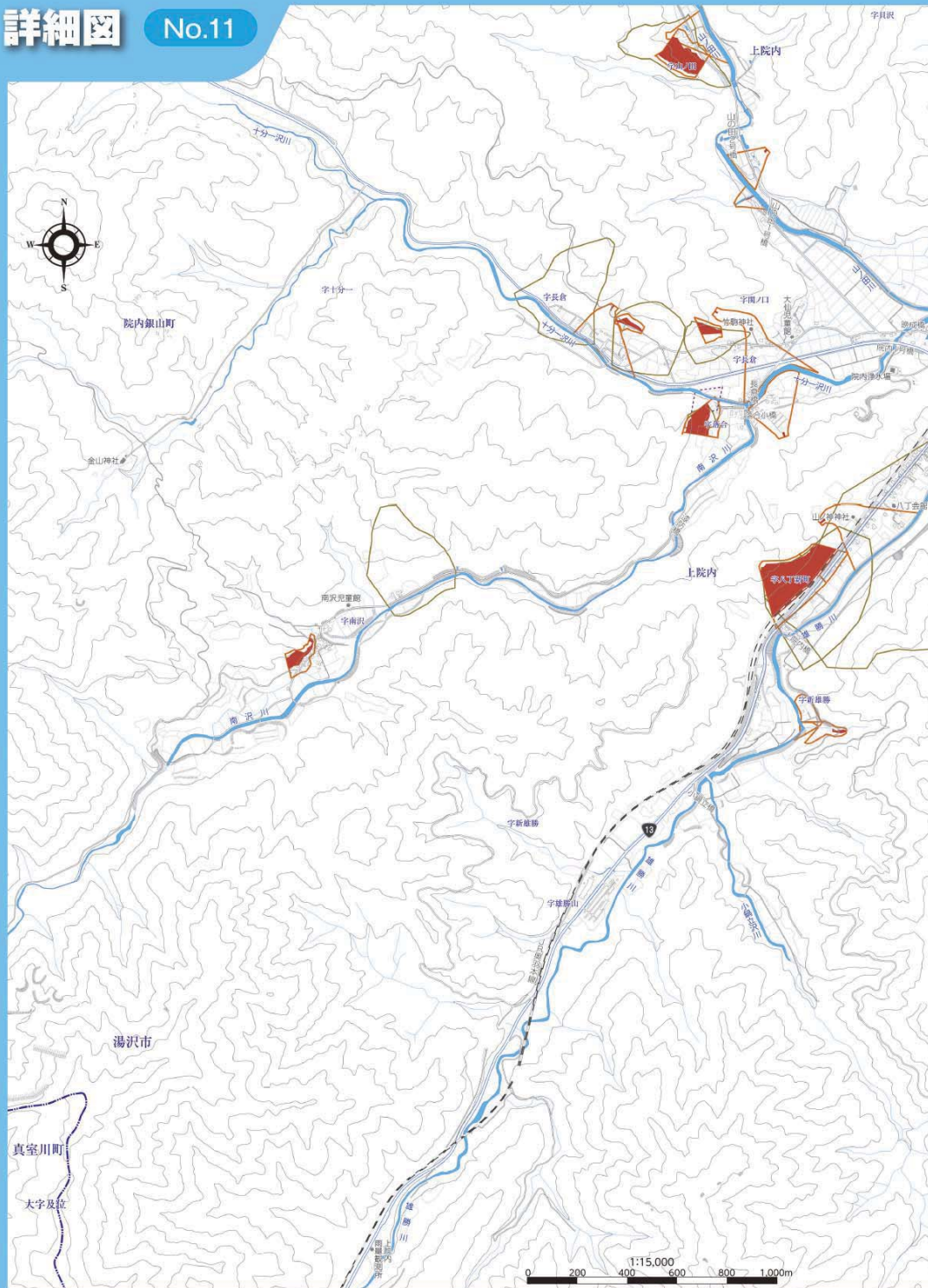
詳細情報は、本冊19頁の「指定避難所・指定緊急避難場所一覧」をご確認ください。

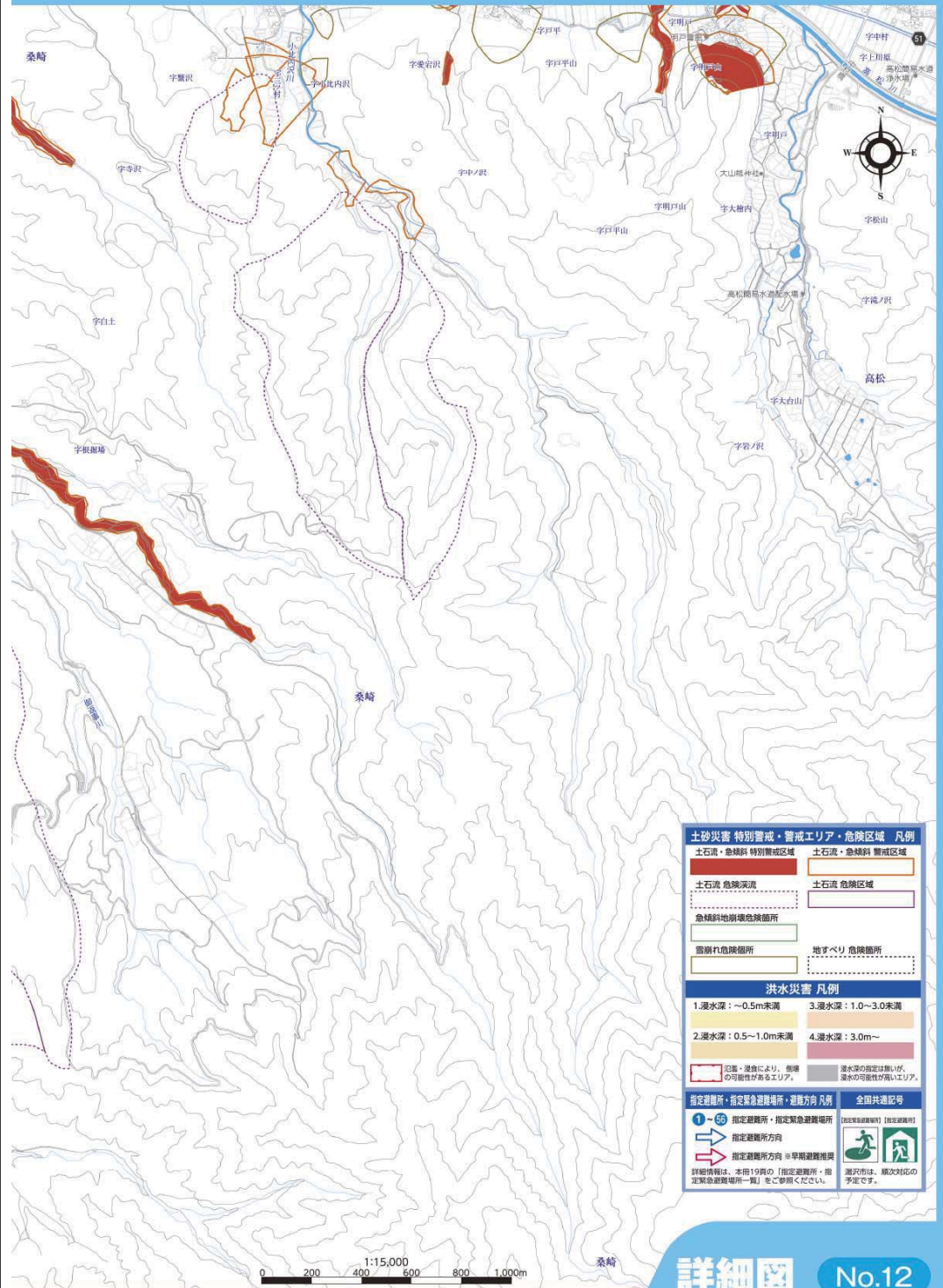
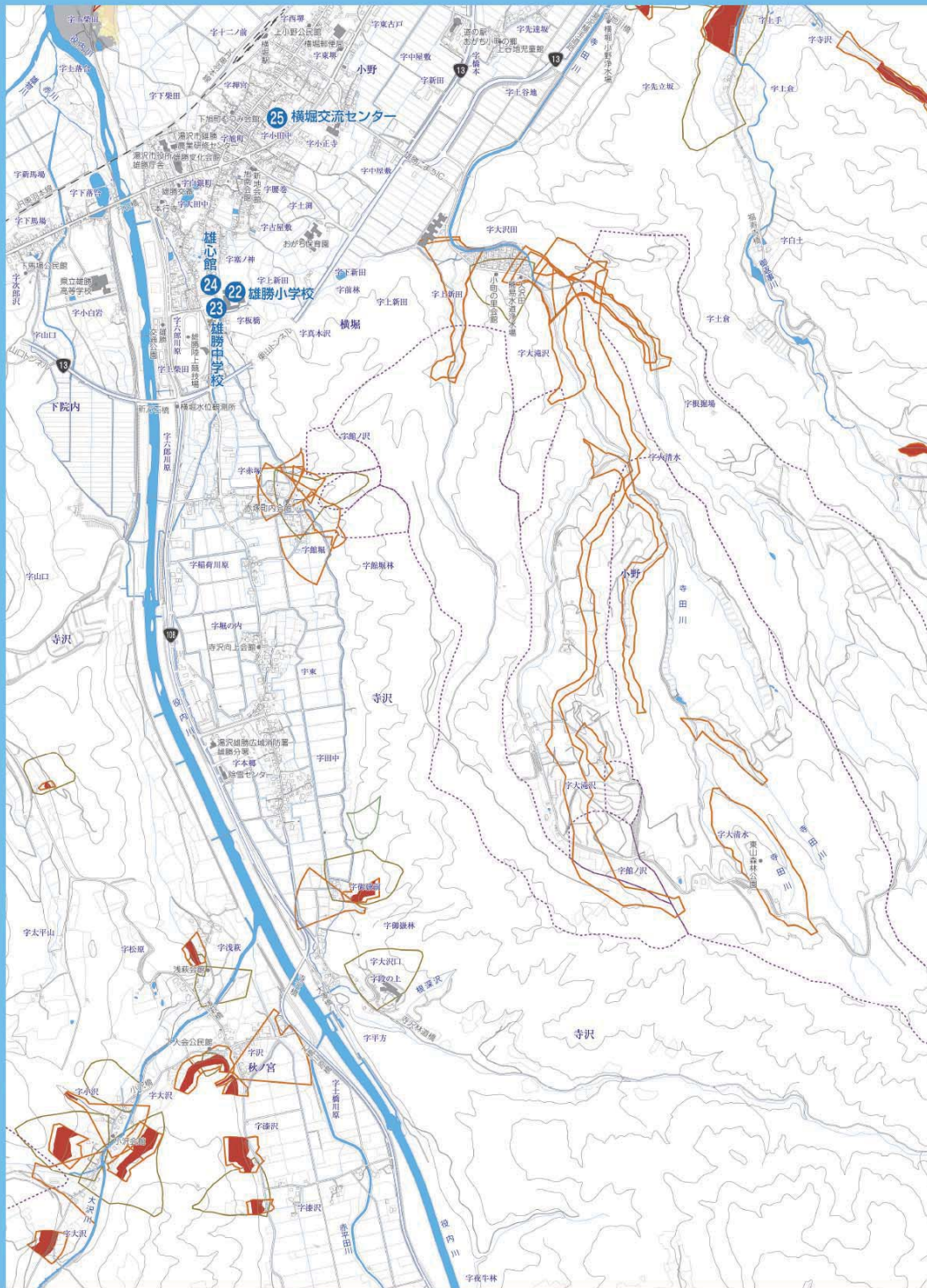












土砂災害 特別警戒・警報エリア・危険区域 凡例

土石流・急傾斜 特別警戒区域	土石流・急傾斜 警戒区域
土石流 危険渓流	土石流 危険区域
急傾斜地崩壊危険箇所	
崩壊危険箇所	地すべり 危険箇所

洪水災害 凡例

1.浸水深：～0.5m未満	3.浸水深：1.0～3.0未満
2.浸水深：0.5～1.0未満	4.浸水深：3.0m～

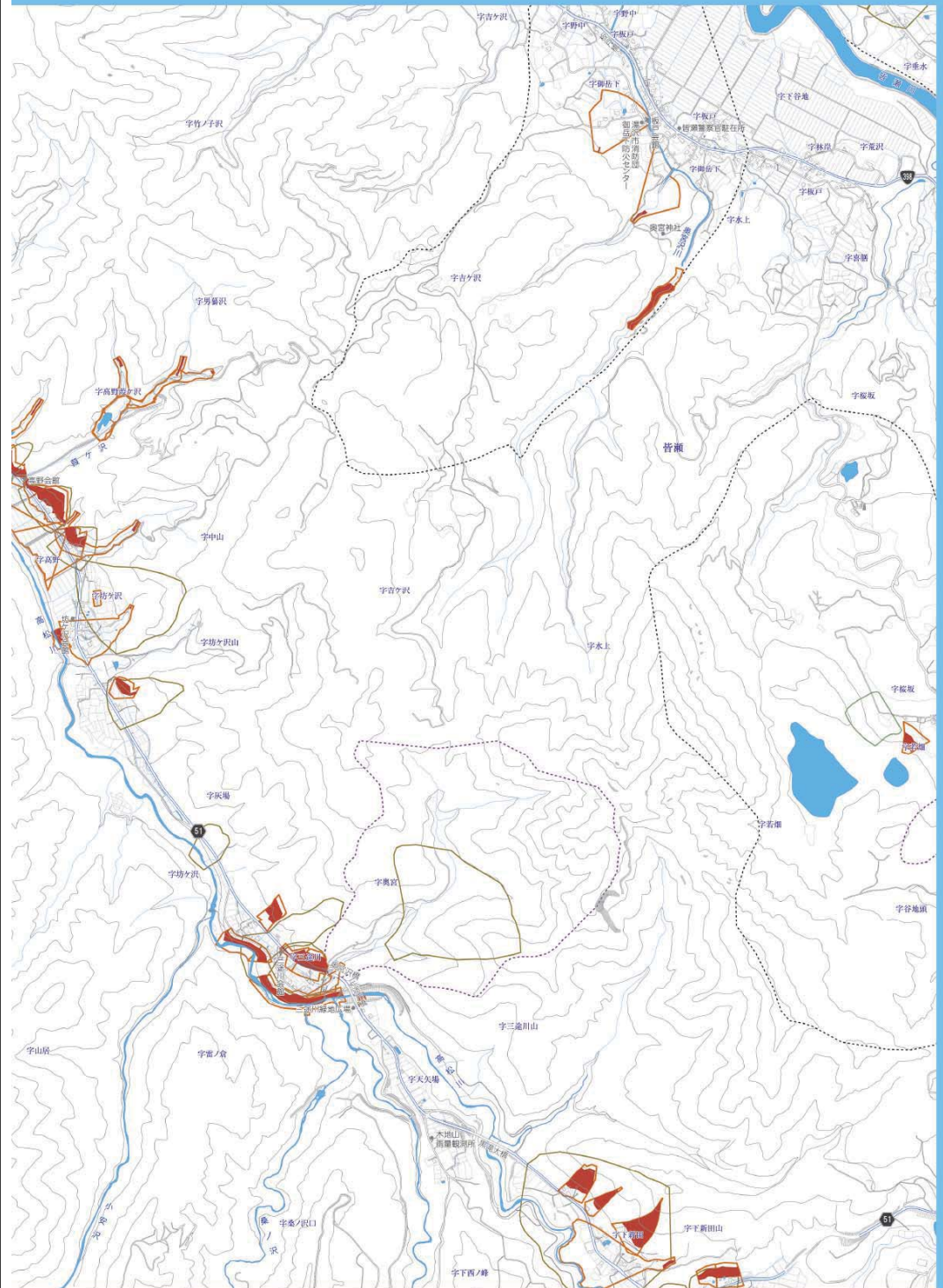
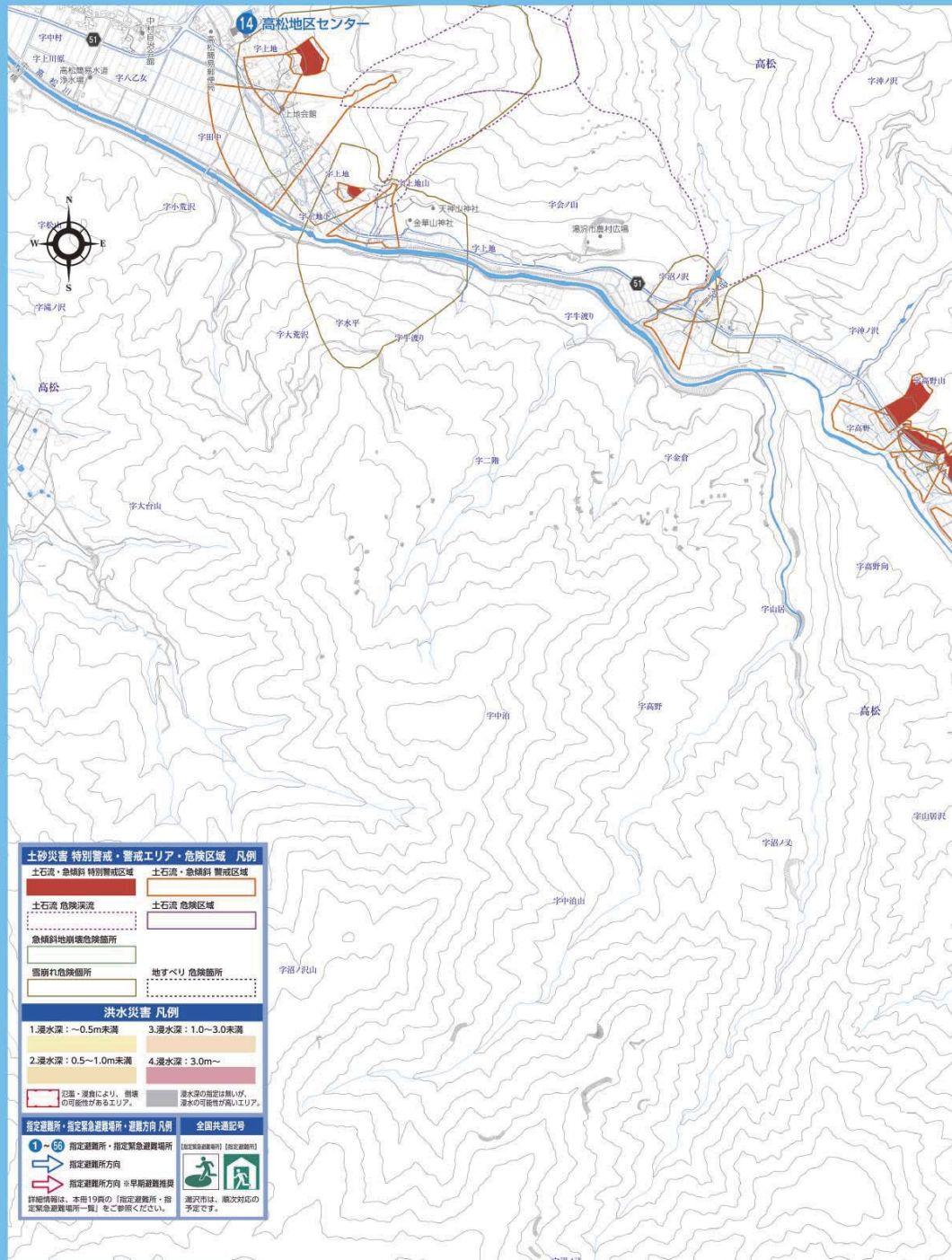
浸水・浸食により、崩壊の可能性があるエリア。
 浸水深の指定は無いが、浸水の可能性が高いエリア。

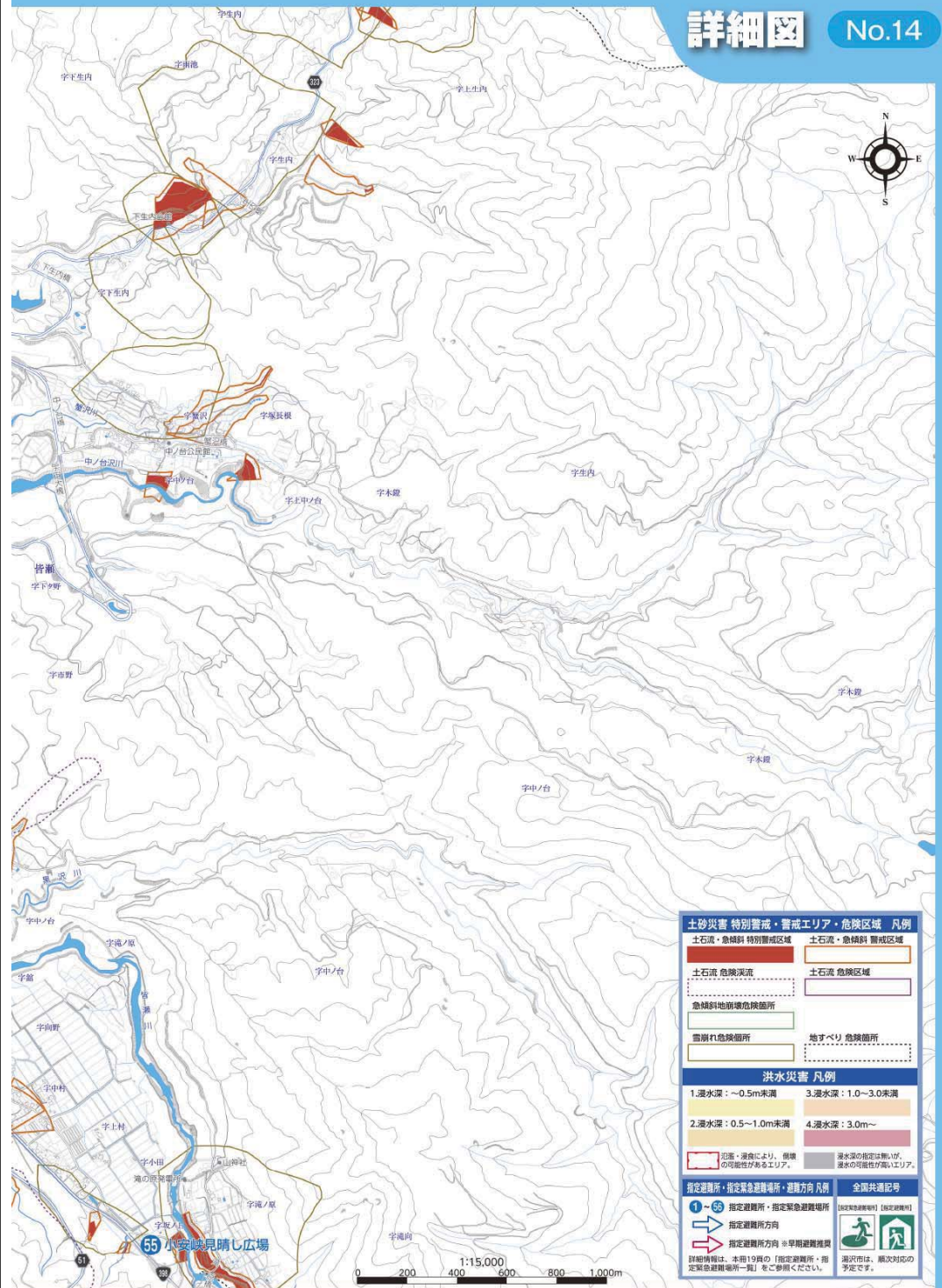
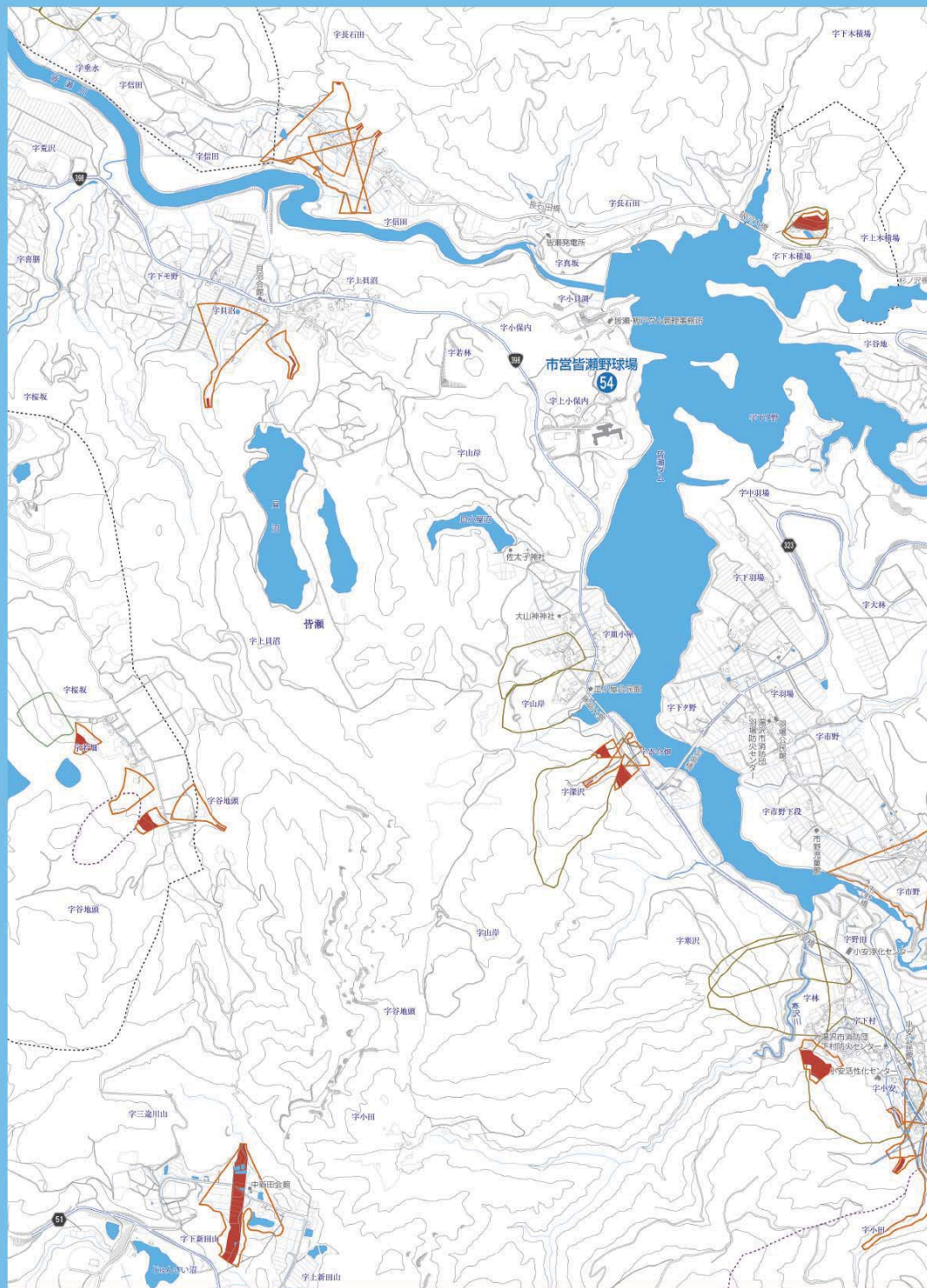
指定避難所・指定緊急避難場所・避難方向 凡例 全国共通記号

①～⑥ 指定避難所、指定緊急避難場所	(指定避難所) 指定避難所
→ 指定避難所方向	(指定緊急避難場所) 指定緊急避難場所
⇄ 指定避難所方向 ※早期避難推奨	避難所は、該次対応の予定です。

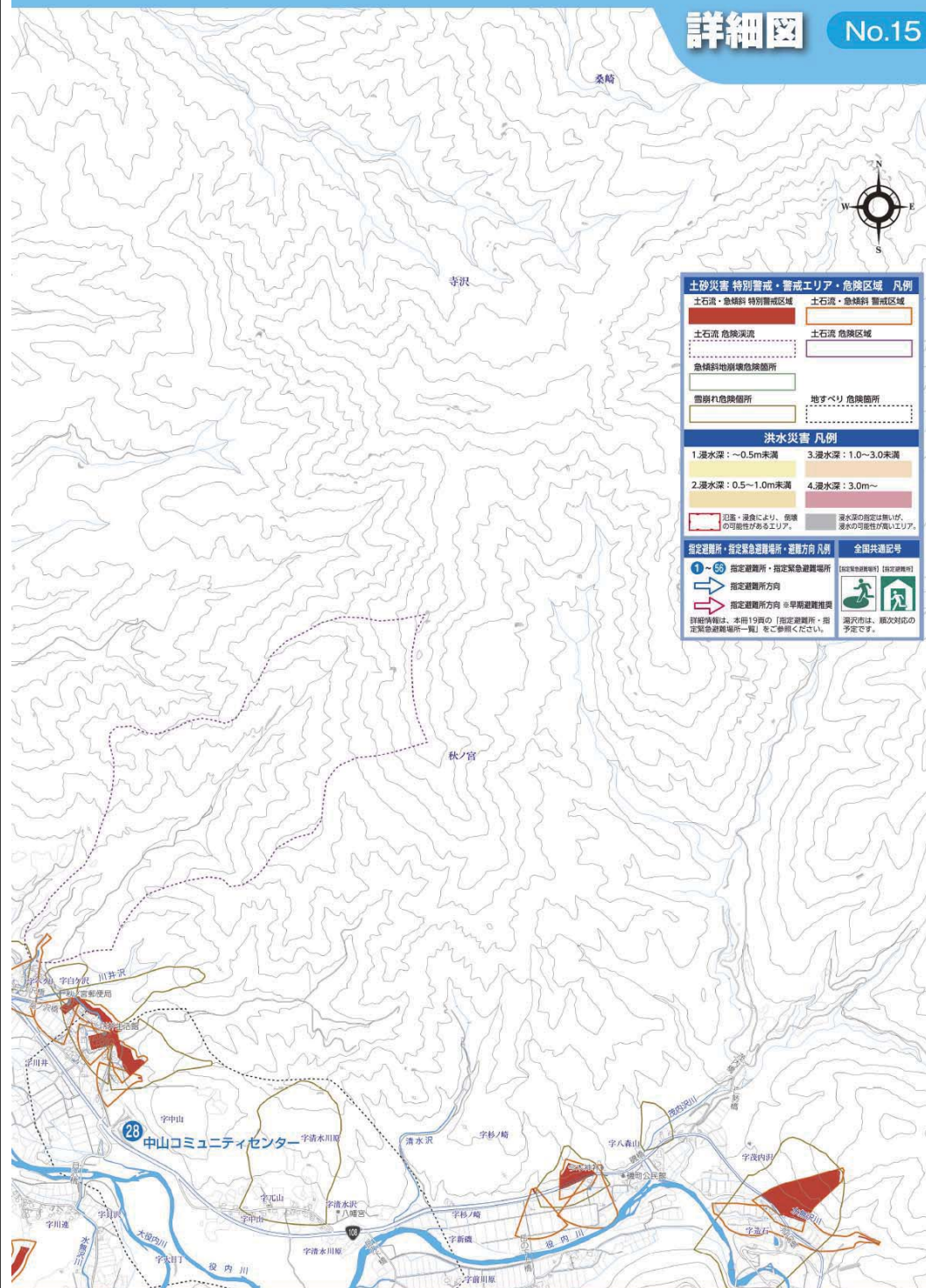
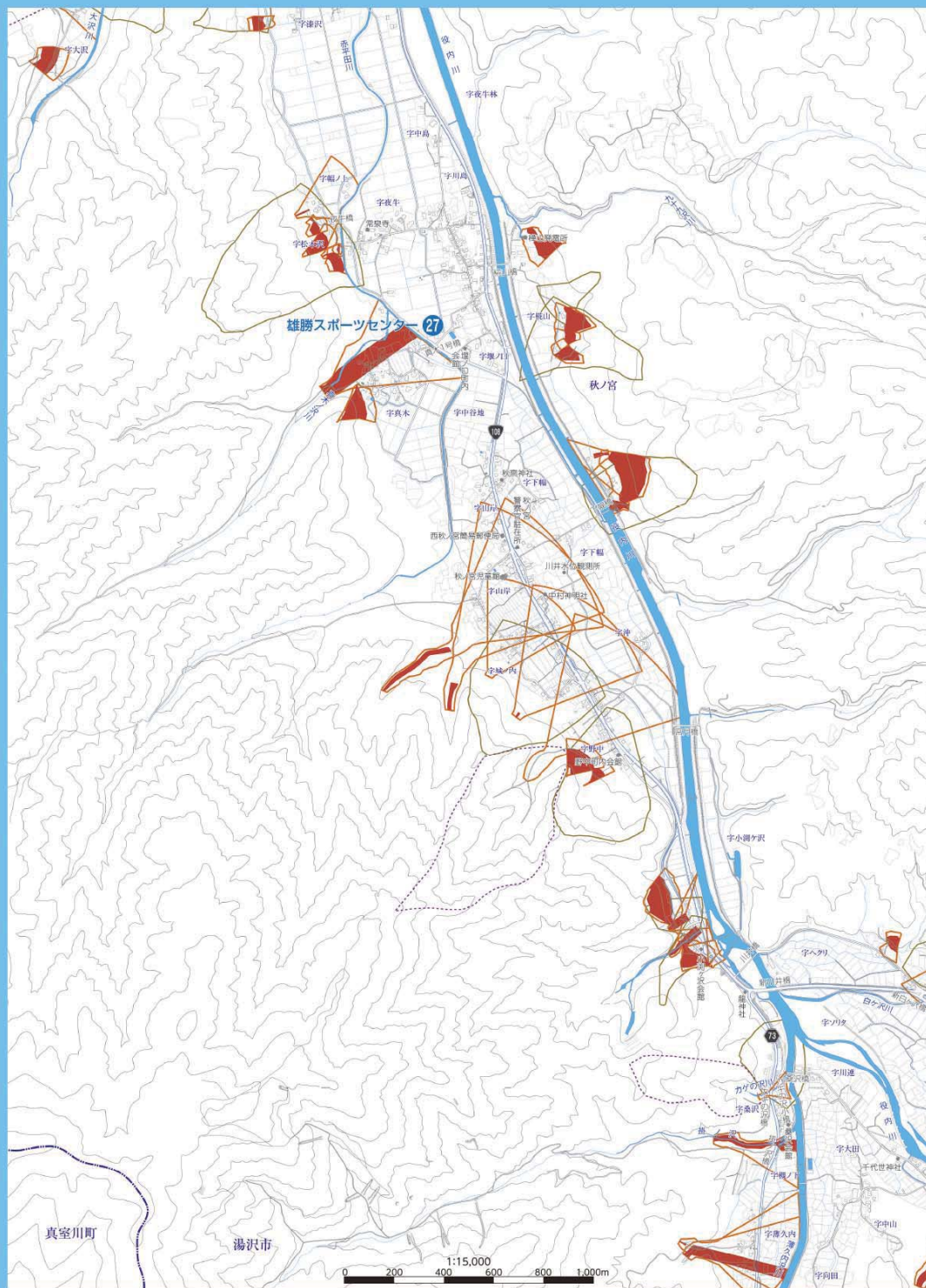
詳細情報は、本冊19頁の「指定避難所・指定緊急避難場所一覧」をご確認ください。

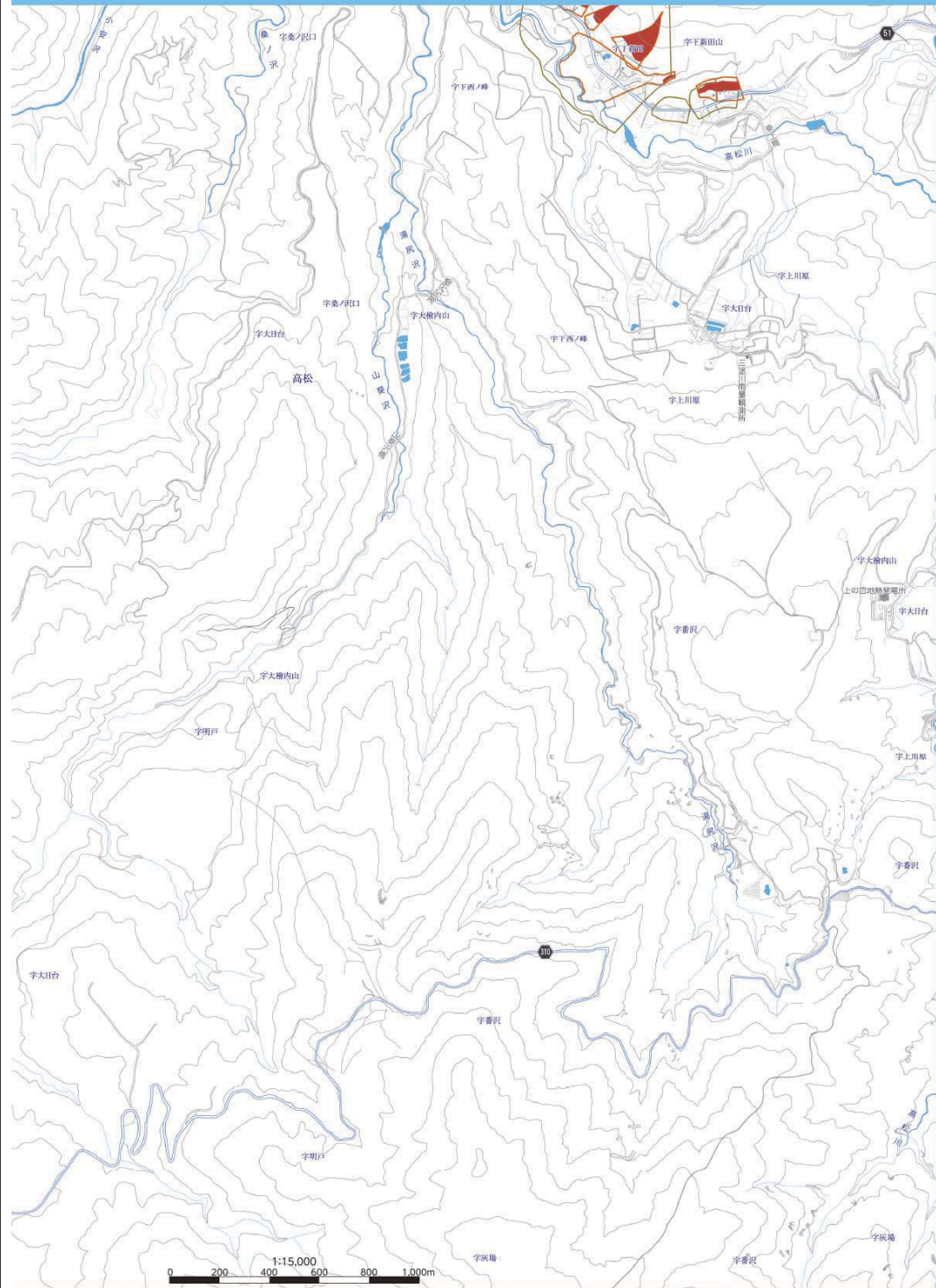
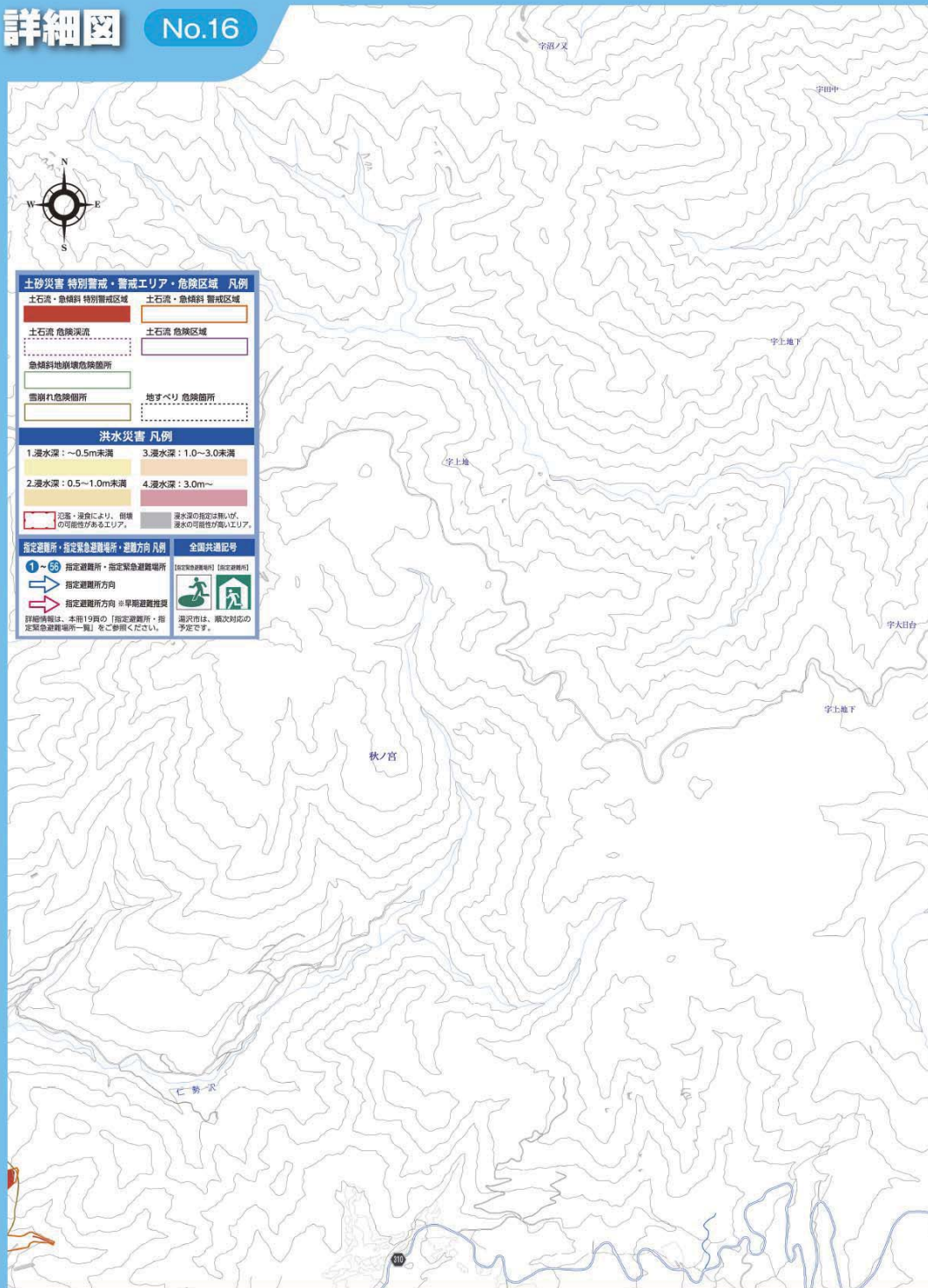


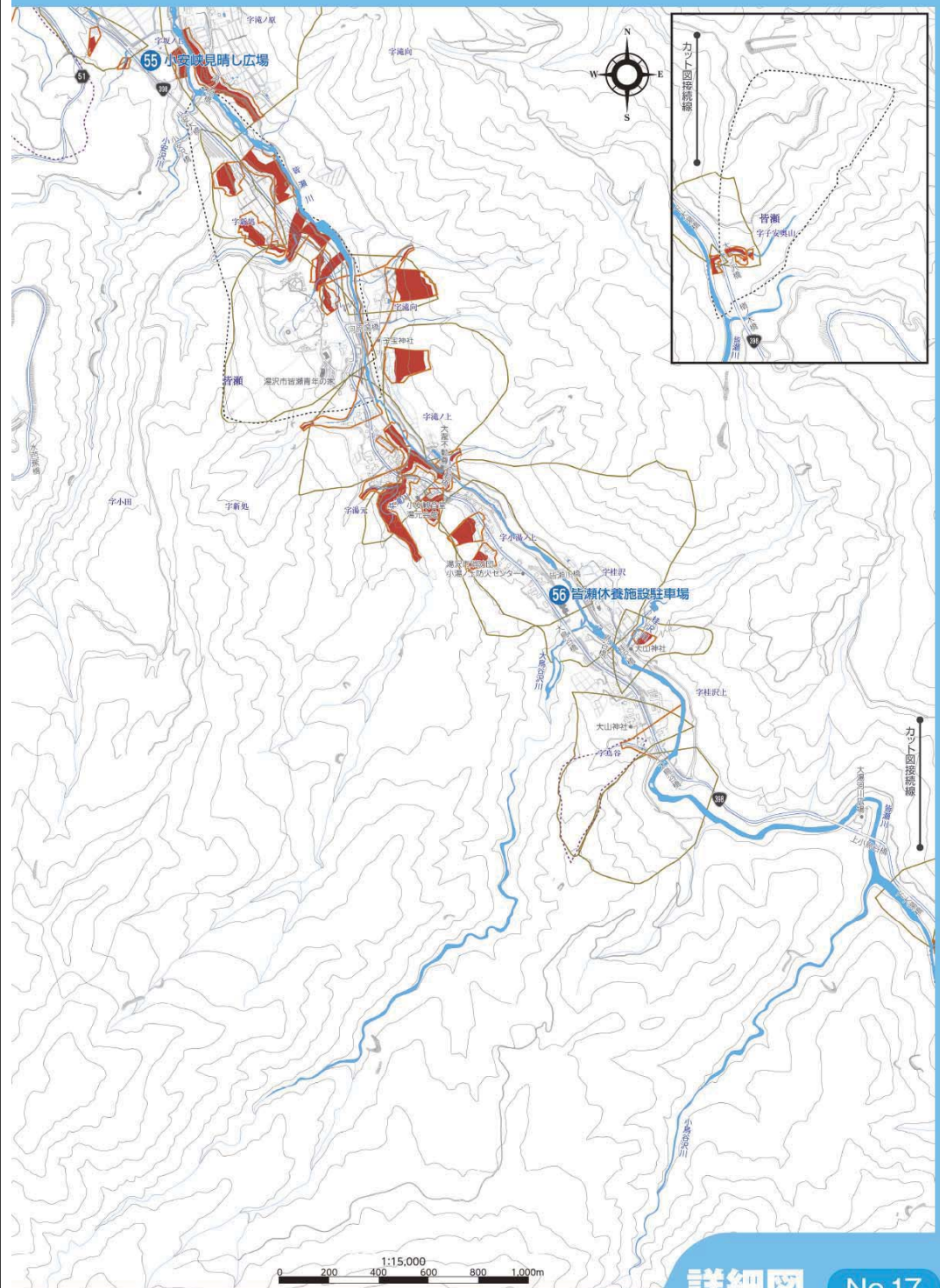
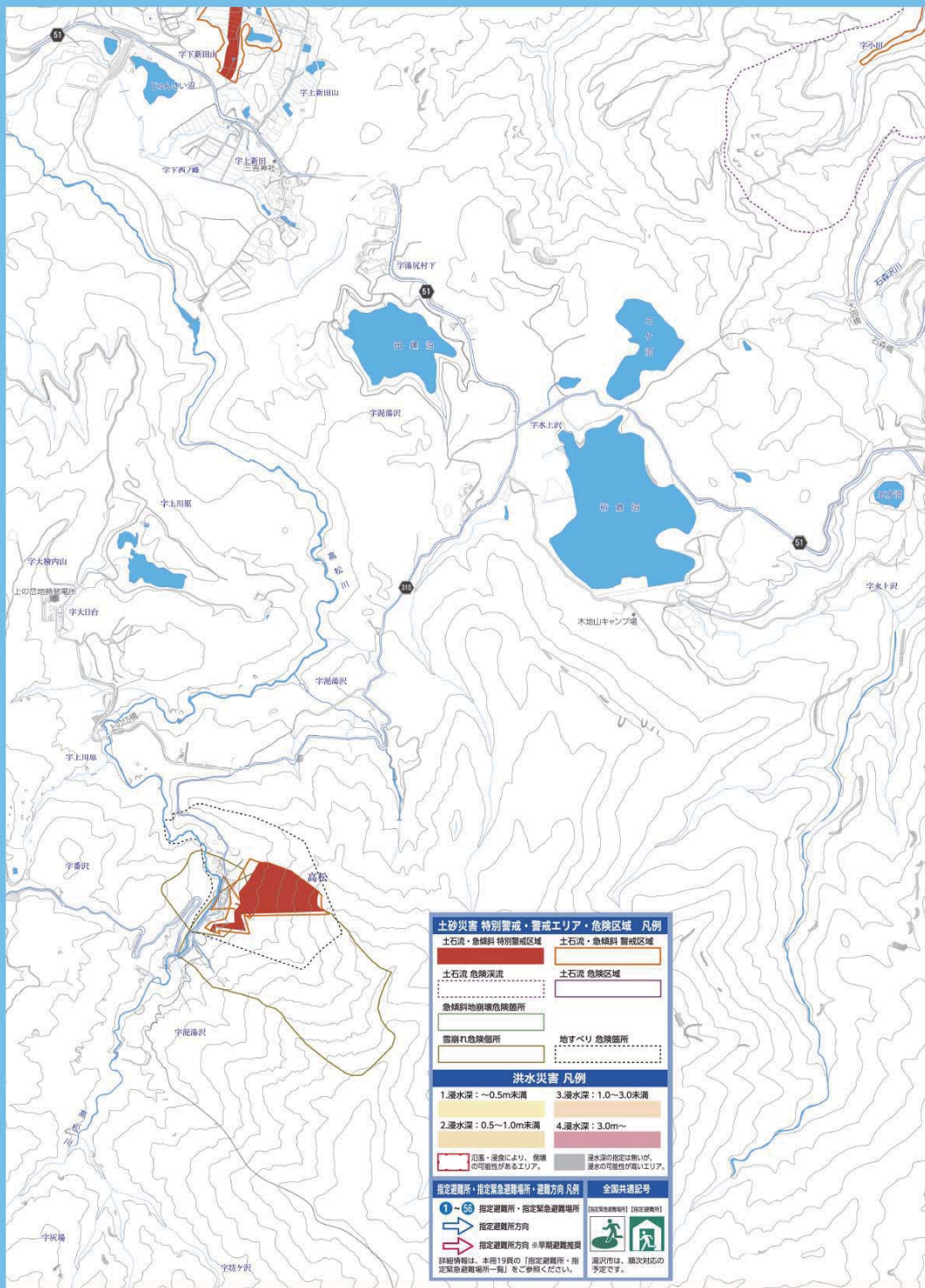


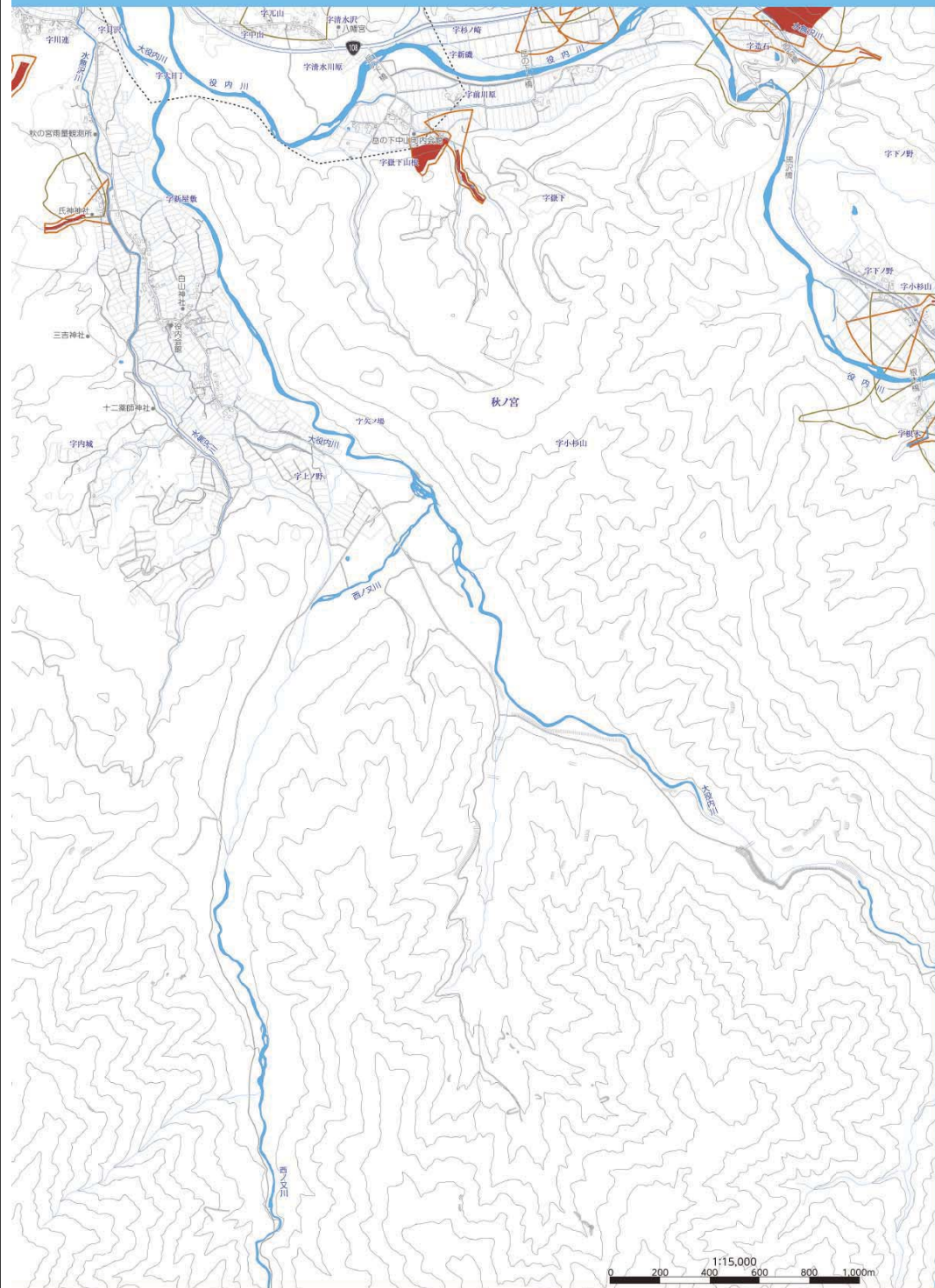
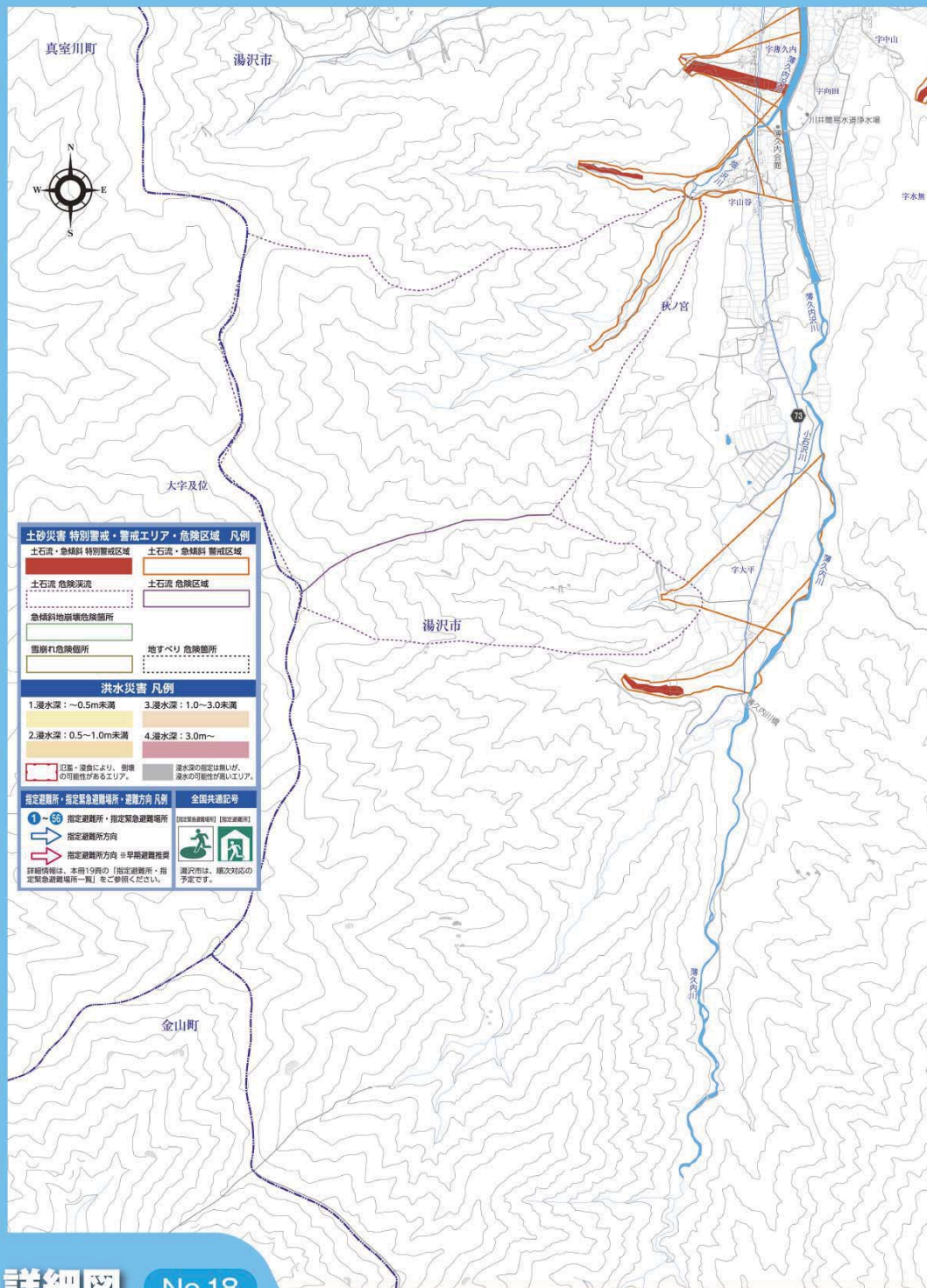


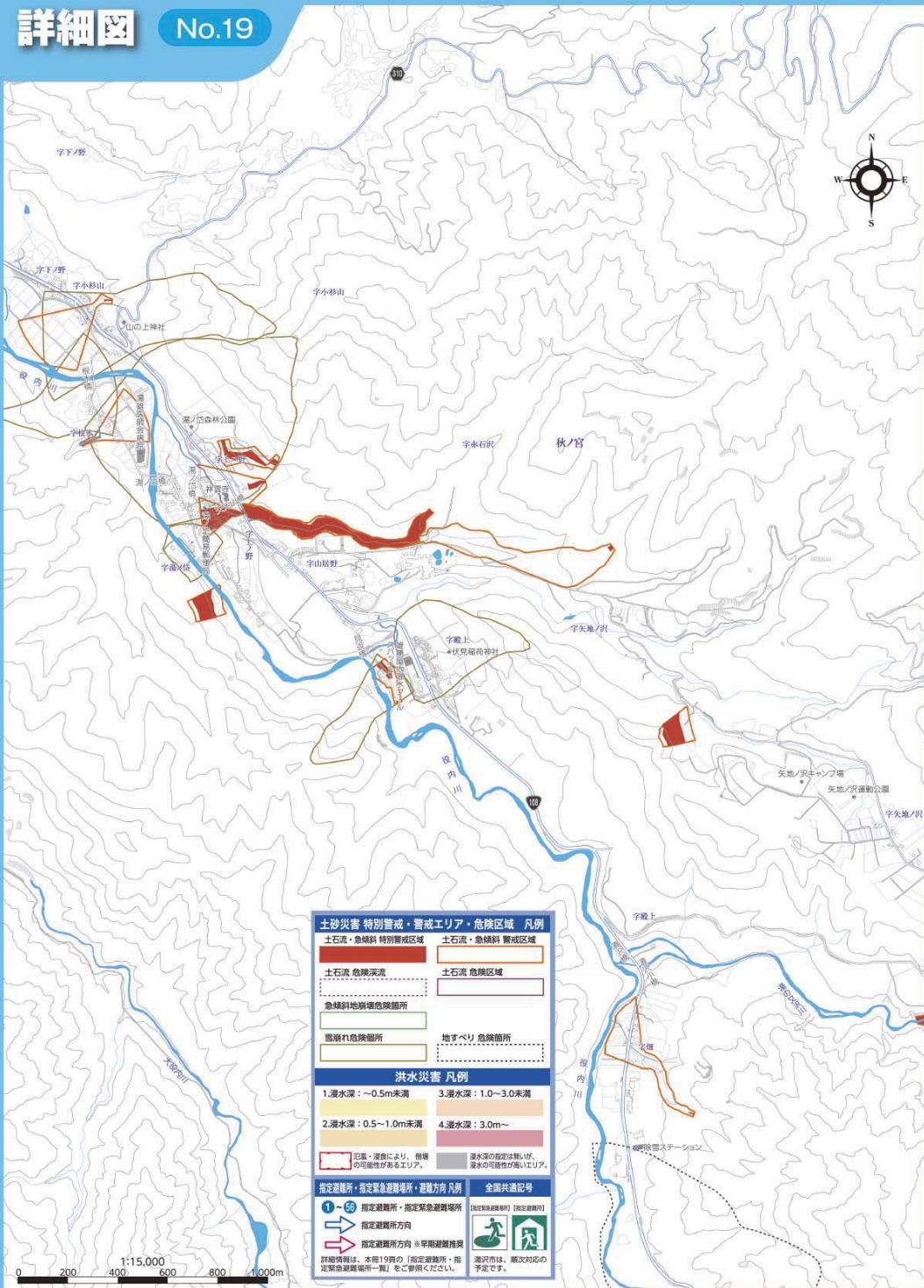
土砂災害 特別警戒・警戒エリア・危険区域 凡例	
土石流・急傾斜 特別警戒区域	土石流・急傾斜 警戒区域
土石流 危険渓流	土石流 危険区域
急傾斜地崩壊危険箇所	
雪崩れ危険箇所	地すべり 危険箇所
洪水災害 凡例	
1.浸水深：～0.5m未満	3.浸水深：1.0～3.0未満
2.浸水深：0.5～1.0未満	4.浸水深：3.0m～
注意：浸水により、損壊の可能性があるエリア。	浸水深の指定は無し。浸水の可能性があるエリア。
指定避難所・指定緊急避難場所・避難方向 凡例	全国共通記号
指定避難所・指定緊急避難場所 指定避難所方向 指定避難所方向 ※早期避難推奨	避難所 避難所
<small>詳細情報は、本冊19頁の「指定避難所・指定緊急避難場所一覧」をご参照ください。</small>	











緊急速報メール(エリアメール)について

概要等

市では、地震や大雨などによる災害の発生や発生のおそれのある場合に、市から災害・避難情報をより多くの方へ迅速に提供するため、重要な情報伝達手段の一つとして緊急速報メール配信サービスを利用しております。

- 1 携帯電話事業者（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等）が提供するサービスです。気象・災害・避難に関する情報を回線混雑の影響を受けずに受信することができます。
- 2 市内のエリア内にある携帯電話へ昼夜問わず又避難に関する情報の場合避難対象の有無に関わらず一斉配信されますので、皆様のご理解をお願いいたします。（機種によっては受信できない場合もあります。）
- 3 利用申し込み：不要（対応機種の携帯電話であれば自動受信されます。）
- 4 月額使用料：無料

配信される情報

機関	主に配信される情報
湯沢市	避難に関する情報（避難準備情報、避難勧告、避難指示）等
消防庁	国民保護に関する情報（弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報）等
気象庁	気象等に関する情報（大雨、暴風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪、噴火） ※緊急地震速報（最大震度が5弱以上と予想された場合に強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4が予想される地域に発表されます。）

その他

対応機種や操作方法などの詳細については、各携帯電話事業者のホームページをご覧ください。



避難行動ガイド

市では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、「避難準備情報」、「避難勧告」、「避難指示」を発令し、皆さんに避難を促します。避難勧告などを発令するときは、様々な状況を総合的に判断して発令します。

避難とは・・・

避難は、災害から命を守るための行動であり、避難行動には次のような方法があります。

1	2	3	4
指定緊急避難場所・指定避難所への移動。	警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難。(公園、親戚や友人の家など)	近隣の強固で高い建物などへの移動。	建物内の安全な場所での待避。(家屋内への垂直避難) <small>やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策には、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。</small>
屋外が安全で移動できる状態のとき			屋外が危険な状態のとき

避難行動に関する行政発令の種類と、住民のみなさんの対応

避難勧告などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難勧告」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

区分	立ち退き避難など住民のみなさんの行動
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立ち退き避難をする。 要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立ち退き避難をする。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 非常時持ち出し品をもって、立ち退き避難をする。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告を行なった地域のうち、立ち退き避難がまだの人は、立ち退き避難する。 立ち退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。

※「自主避難」とは・・・避難勧告などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いていたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(自主避難)することが命を守ることになります。



避難の際には、ご近所にも声をかけあい、地域で協力し合う避難を心がけましょう。



お年寄りや体の不自由な方などの避難に協力しましょう。



インターネット・気象庁ホームページ
テレビ・ラジオ

大雨のとき

河川の近くや、土砂災害の恐れがある区域に対して、市が設定している基準に達した場合に、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令します。また、「記録的短時間大雨情報」など、従来までの想定以上に短時間で大雨が想定される場合、短時間で避難準備情報が発令されずに避難勧告、避難指示が発令される場合もあります。各自で早めの判断をおこない、「危ない」と判断したら、ただちに危険な区域から離れる「自主避難」することが生命を守ることになります。

※「記録的短時間大雨情報」とは・・・気象庁(気象台)より、大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表します。



地震のとき

大きな地震に伴って、多くの家屋が崩壊し、その後の余震により家屋が倒壊のおそれがあるとき、又は火災が発生して大規模な延焼拡大のおそれがあるときに避難勧告、避難指示を発令します。

※直ちに指定避難所を開設するよう努めますが、時間がかかる場合があります。



火災のとき

大規模に延焼が拡大するおそれがあるときに避難勧告、避難指示を発令します。



その他

災害が発生するおそれがあるときに避難勧告、避難指示を発令します。